

河合町議会会議録

令和元年 9月18日 開会

河合町議会

令和元年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

第 2 号 （9月18日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
西村 潔	3
坂本 博道	19
梅野 美智代	38
佐藤 利治	45
岡田 康則	55
○散会の宣告	62
○署名議員	65

令和元年9月18日（水曜日）

（第2号）

令和元年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和元年9月18日（水）午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	森 光 祐 介	2番	常 盤 繁 範
3番	梅 野 美智代	4番	佐 藤 利 治
5番	中 山 義 英	6番	坂 本 博 道
7番	長谷川 伸 一	8番	杵 本 光 清
9番	大 西 孝 幸	10番	馬 場 千恵子
11番	岡 田 康 則	12番	西 村 潔
13番	谷 本 昌 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清 原 和 人	副 町 長	田 中 敏 彦
教 育 長	竹 林 信 也	企 画 部 長	澤 井 昭 仁
総 務 部 長	福 井 敏 夫	福 祉 部 長	門 口 光 男
住 民 生 活 部 長	木 村 光 弘	ま ち づ く り 推 進 部 長	堀 内 伸 浩
教 育 部 長	上 村 欣 也	企 画 部 次 長	森 嶋 雅 也
総 務 部 次 長	浮 島 龍 幸	福 祉 部 次 長	杉 本 正 範
ま ち づ く り 推 進 部 次 長	福 辻 照 弘	ま ち づ く り 推 進 部 次 長	石 田 英 毅
安 心 安 全 推 進 課 長	上 村 学	総 務 課 長	小 野 雄 一 郎

財 政 課 長	上 村 卓 也	社会福祉課長	浦 達 三
高齡福祉課長	松 村 豊 範	住民生活課長	上 村 英 伸
環境衛生課長	佐 藤 桂 三	まちづくり 推 進 課 長	中 島 照 仁
教育総務課長	中 尾 勝 人	生涯学習課長	小 槻 公 男

会議に従事した事務局職員

局 長	阪 本 武 司	調 整 員	松 本 良 一
-----	---------	-------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（杵本光清） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、令和元年第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません。

本日の町側の出席者につきましては、試行として一般質問に関係する課長に限定させていただきます。なお、ここに出席していない課長につきましては別室で控えるなど、審議にできるだけ速やかな対応ができるように対応しております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（杵本光清） 本日の日程は一般質問です。

本日は、受け付け番号1番から5番までの質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

◇ 西 村 潔

○議長（杵本光清） 1番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問を願います。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員。

（12番 西村 潔 登壇）

○12番（西村 潔） 皆さん、おはようございます。

きょうは1番バッターということで、朝、元気でございますので、誠意質問をさせていただきたいと思います。

今回、4つ質問がございます。

まず1つが、河合町にとって一番重要と思われる財政健全化の具体的取り組みはあるのかというテーマで質問をしたいと思っています。

まず1つ目、河合町は今の財政状況を、現状をどう見ているのかということです。

まず1つ、国が定める実質収支比率、実質公債費比率、将来負担比率の平成19年度からの推移はどういうふうになっているのか。この3つの指標を踏まえて、財政健全化指標についての所見は現在どのように考えているのか。

3番目、類似団体、河合町と同じような地方自治体がございます。この類似団体あるいは県内、全国比率を公表していただきたいと思っています。この公表していただいたと同時に、町の見解とこの河合町の財政とどのように分析しているのかについて披露していただきたいと思っています。

次に2番、他町に比べ比率が悪くなっているという現状でございます。この理由をまず町自身がどのように分析しているのかについて説明をお願いしたいと思います。

もう一つ、7町の中で住民サービスが向上しているのかどうか。河合町の強みは一体何かということですね。かねて同じような質問を繰り返しさせてもらいました。河合町は住民の生活のレベルのアップのために投資をしてきたという答弁でございます。それであれば、具体的なサービス、どのようなサービスが他町により以上にサービス提供があったのかどうかを挙げていただきたいと思っています。

3番目、町の健全化比率改善に向けて、具体的な数値目標設定についてお尋ねしたいと思います。

6月議会ではそういうことは考えていないという答弁がございました。私としては、当然、中期目標3年から5年間を検討しているのかどうか。

2番としては、毎年の目標、歳入、歳出項目を予算では出ておりますけれども、今後5年間のそういう歳入とか歳出の目標を開示できる状態であるのかどうかですね。

3番、これらの目標設定をする上での課題、問題点、一体どこにあるのか、なぜできないのか。それをやはり住民の方に公表していただきたいと思っています。

それから、4番目、実行するための仕組みを検討しているのかどうか。予算で毎年、翌年

度の予算をつくるというだけでは、なかなか難しいと思います。実行するための仕組みをどういう形で検討しているのか。まず1つとしては、仕組みの構成メンバーですね。例えば、行政とか議会とか住民とか三位一体でそういうのをつくっていくのかどうか。そういう所見についてをお聞かせください。

②目標を定める上で議論の内容として、まず優先順位をどうつけるのか。次期の実行期間をどうするのか。こういうことを議論の中に取り入れていく必要があると思います。

3番目、仕組みを担保する方法としていろいろあると思います。例えば条例化をする。要綱を作成する、公表する。あるいは特別委員会のような合同委員会をつくるとか、そういうような仕組みについてどのように考えているのかということですね。

もう一つは最後はこれはやはり財政問題について、トップである町長は本当にやる気があるのかどうか。下からの情報だけで判断しているのかどうか。みずからがトップとしてやるべきことを明確に下に伝えると、こういう姿勢がなければ、なかなか財政健全化というのは難しいと思います。これについて、やはり町長の答弁もお願いしたいと思います。

それから、次2番目、人口の減少化の河合町の創生方法といったらどういうことかということですね。まず1つ目、町内の1人当たりの所得をどうふやすかが求められると思います。町内の産業政策は一体あるのかどうか。河合町は産業政策をとっているのかどうか。例えば、町内の中小零細企業、個人事業主の数はどれくらいあるのか。あるいは将来の見通し、恐らく少しずつ減っていくんじゃないかなと思いますね。こういう見通しをどう見ているのか。

それから②ですけれども、これらの労働力移動の支援策、AからBへ労働は移動する。固定じゃなく移動するということですね。これは付加価値の高い業務、業種にやはり人を移動させるという視点がなければなりませんね。そのことについて、町としての施策はあるのか、あるいは検討しているのかどうか。このことについて答弁をお願いしたいと思います。

これには、視点が1つありますね。若者が働きたいと思える仕事が少なければ、魅力のある町と言えません。高齢化ばかり、お年寄りばかりいるという町では、なかなか人が集まってこないということになりますね。若者の目線に立った、やっぱり産業政策というのを河合町としてどれだけとれるかということですね。こういうことを実際検討しているのかどうか。

次2番目、田舎型6次産業を河合町に根づかせることができますか。

①河合町内で6次産業の事例があるのかどうか。2番目、対象となる1次産業はありますか。例えば、河合町で考えられることは農業ですね、米作、それから果樹栽培、その他あるでしょう。3、6次産業の担い手の養成。外部からのノウハウをどうとらまえていくのか。

例えば、施設整備支援など、町の役割としてあるわけですけれども、こういうことを考えているのかどうか。4番目、町の総合支援策を検討しているのであれば、現在検討している内容を教えてください。

3、移民の受け入れ実現に向けて、どう河合町は考えているのか。必要なか不要なのか、賛成か反対なのか。どういう考え方を今、河合町としているのか。

①としては、古民家を活用する。空き家を利用して外国人の家族を招き入れる。これも1つだと思います。それから②農産業は大きな成長産業になるわけですから、移民の受け入れについてのこの農産業についての河合町の視点があるのかどうか。

10年以内にこういう移民の受け入れを実現する方法を検討しているのかどうか。日本の人口は減るわけですからね。やっぱり外国人を受け入れて、経済を成長させるということが必要なわけですからね。そうすると、若者が河合町にやってくる、魅力のある町かどうか。それはどのような町なのか。あるいは、外国人を受け入れる町になるためには、何が必要なかと、こういうことについてどう考えておられるのか、回答をお願いしたいと思います。

次、3番、地域支え合い組織を行政が支援する方法について質問いたします。

1、地域支え合い型移動のサービスの実現に向けて質問いたします。

住民の足を確保する手段としては、バス、鉄道、タクシーなどの公共交通、障がい者や高齢者を対象とする福祉有償運送サービスなどがありますが、これに加え、これから求められる住民の足としては、この中間移動サービス形態として、地域の支え合い型移動サービスやデータを活用したスマホを利用したような、こういう体系的なサービスについて、都市計画に組み入れられる用意があるのかどうか。全く、建物や土地だけで土地計画を考えているのであれば、今後はそういうソフト面で都市計画の中で入れていく必要があるのではないかと。そうすると、現行法で言う都市計画の中では、独自にそういうことはできないのかどうかについて、回答をお願いしたいと思います。すな丸号の今後の展望は、この中でどのように取り入れていくのかについて所見をお聞かせください。

次、②地域支え合い共同体の進捗状況です。6月議会で一部スタートがあったと聞いております。実績があれば経過説明してください。今後の促進の方法としては、一体誰がこの会を招集し、まとめ、開催するのか、参加者の選定をどうするのか、このことについて答弁をお願いしたいと思います。

最後の3つ目ですけれども、行政のかかわり方、行政はあくまでもオブザーバーで参加していただき、主体は地域住民が運営するという課題であります。

次に大きく4つ、介護保険制度の変遷と実績データを踏まえ、今後の展望について質問いたします。

1、制度の変遷と実態については、介護保険データ、皆さんのお手元にお配りしておりますけれども、こういうものを出していただいております。このデータに基づいて、①過去7期の保険料、1号被保険者の推移はどうなっているのか。②負担割合の推移、1割負担、2割負担、3割負担の変遷と人数です。③要介護認定の推移です。認定者数あるいは認定の有効期間、別の人数ですね。それから、④住所地特例の推移です。人数について説明をお願いしたいと思います。

ここで、なぜこういうことを聞くかといいますと、保険料は全国的に見て、河合町は高いのかどうか、平均か低いのか。認定者数の減少傾向にあるのか。認定の期間の長期化は一体何を意味しているのか。3、2割負担、3割負担の創設により、給付は抑えられる傾向にあると思いますが、基本負担が2割になった場合どのようになるか。

次、2、介護保険特別会計について質問いたします。

これも介護保険データをいただいておりますので、まずスタート時2000年、平成12年からのデータの開示をお願いいたしました。毎年度の当初予算、決算歳入額、決算歳出額、実質収支を開示して説明をお願いしたいと思います。

②各期の毎年の予算編成の基本的な考え方はどうなのか。

4番目、平成30年から新たに介護予防日常生活支援総合事業が河合町の事業として移管されております。どのような影響があったのか。まず、介護予防にどのような変化があったのか。②費用は増加したのか、あるいは減少したのか。③高齢者の自立につながったのかどうか。町として総合事業をどうしていくのか。担い手の確保をどうするのか。これらについての回答をお願いしたいと思います。

追加質問があれば、自席で行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは1つ目の財政健全化の具体的な取り組みということで回答させていただきたいと思います。

その前に、今ちょっといただきました内容で、1つ目なんですけれども、実質収支比率ということ言っていたと思いますが、これは経常収支比率ということの説明させていただいたらいいんですか。

はい。そしたら、説明のほうをさせていただきます。

まず、経常収支比率なんですけれども、経常収支比率とは人件費、公債費、扶助費、物件費、補助費などの経常経費に、町債、普通交付税などの経常的な一般財源がどの程度充当されているかを示すものとなっております。平成30年度の本町の比率は103.4%、対前年度0.2%増加しております。これは、地方消費税交付金や普通交付税などが増加しましたが、町税等配当割株式譲渡所得などが減少、経常一般財源総額でマイナス300万円の減額となっております。

一方、経常経費充当一般財源では、人件費、維持補修費、扶助費などで減少しましたが、物件費、公債費、繰越金が増加し、経常経費充当一般財源総額で500万円増加したことにより、比率が0.2%上がっております。

19年度からの推移ということでございます。平成17年度、前回、健全化計画実施によりまして、平成22年度に95.1%ということで下がっておりますが、その後、25年度三セク債の借り入れにより比率のほうを上昇し、現在103.4%ということになっております。

続きまして、実質公債費比率なんですけど、実質公債費比率とは標準財政規模に対する公債費及び公債費に準ずる実質的な負担額の割合で、3カ月平均で算出されます。平成30年度は21.1%、対前年度0.5%増加しております。なお、直近の平成29年度における類似団体平均は8%、県内10.0%、全国6.4%となっております。今後、認定こども園整備などにより、しばらく率の増加が予想されますが、早期健全化基準の25%を超えることはありません。なお、現時点の試算では令和3年度の21.3%をピークに、その後は元利償還額の減少に伴い着実に減少すると考えております。

続きまして、将来負担比率ですが、将来負担比率とは標準財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債の割合となっております。平成30年度で209.1%、対前年度10%減少しております。類似団体の平均で28.5%、県内77.8%、全国33.7%となっております。令和元年度では認定こども園整備などに伴い、一時的に比率は増加しますが、その後は未償還残高の減少に合わせて着実に減少するものと予想しております。

続いて、2つ目、他町に比べて比率が悪くなった理由、そして、7町の中で住民サービスが向上したのかどうか。河合町の強みはということでございます。

この件につきましては、他の市町村に先行し、将来を見越した事業や施策を進めてきたことや、平成25年度に将来の財政負担の軽減を図るため借り入れた三セク債に伴い、毎年度、償還が増加したことと、人口減少などにより町税や地方交付税が大きく減少していることが

比率悪化の要因となっております。厳しい財政状況の中、平成29年度に健全化計画を改定し取り組んでおりますが、できる限り行政サービスが低下しないよう努めているところでございます。

また、本町の強みとしまして平成29年度下水道普及率が99.1%、県内で2番目、広域7町では最も整備が進んでおります。また料金負担におきましても、介護保険料、上下水道料金ともに広域7町で2番目に安いこと。また、学校給食では昭和40年代初めに、小学校だけでなく、県内でも早く中学校にも導入し、生徒の栄養管理や親御さんの負担の軽減を図っていることなどが挙げられます。

3つ目といたしまして、町の健全化比率改善に向けて具体的な指数、目標設定、そして、4つ目の実行するための仕組みの検討ということでございます。本町の財政健全化法に伴う健全化指標は、今後も実質公債費比率、将来負担比率ともに、財政健全化判断基準を超えることはありませんが、現在進めている認定こども園整備や第二小学校大規模改造などの主要事業の実施により、想定どおり今後しばらくは上昇すると見込んでおります。

そのため、現時点におきましては、具体的な数値目標は設定しておりませんが、今年度に財政収支見通しの策定を予定しているため、その際に指標の目標についてもお示しできると考えております。

以上でございます。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 議長。

○議長（杵本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 私のほうからは8項目についてお答えさせていただきます。

人口減少下の河合町の創生方法は、1人当たりの所得をどう増やすのか。

町内中小・零細企業、個人事業主の数の現状と将来の見通しについて。

中小企業、従業員数21名から300名が57事業所、零細企業2名から20名に281事業所、個人事業主151事業所となっております。この数字は5年周期で実施される経済センサス統計調査の平成26年度数値で、前回調査と比較しますと中小企業で8件の増加、零細企業で56件の減少、個人事業主が17件の減少となっております。中小企業の増加については、医療・福祉事業所の増加です。今後も零細企業・個人事業主は減少傾向にあると考えられます。

次に、これらの労働力移動の支援策、付加価値の高い業種への移動について。

現在の付加価値の高い業種は、情報・通信業（IT関連）、サービス業が上位を占めてい

ます。当町におきましては、情報・通信業（IT関連）は把握している限りございません。しかし、今の業種から付加価値の高い業種への転換となるとリスクも高くなります。それよりも、各事業者がさまざまな付加価値に関連する項目を検証して取り組んでいただきたいと思います。このためには、小規模事業者支援の根幹を担う商工会、町及び関係機関が連携して支援していかなければならないと考えております。

続きまして、3つ目として、田舎型6次産業は河合町に根づかせることができるのか。

河合町内で6次産業の事例がありますか。

初めに、まず6次産業化とは、1次・2次・3次それぞれの産業を融合することにより、新しい産業を形成しようとする取り組みのことです。簡単に言えば、生産者1次産業者が、加工2次産業者と、流通販売3次産業も行い、経営の多角化を図ることをいいます。

しかし、なぜ6次産業なのかと思う人も多いのではないのでしょうか。6次産業の6は、1次、2次、3次のそれぞれの数字を掛け算したものであり、産業の融合を図り、新たな価値を生み出すことを意味しております。河合町におきましては、現時点では6次産業はございません。

4つ目として、対象となる1次産業はあるか。農業、果樹栽培、その他。ブドウ、イチゴ、米が考えられると思います。ジャム、ジュース、パンなど、全国的に類似品はあふれています。そこに、いかほどの商機を見出せるのか。かといって、奇をてらい過ぎた商品ではうまくいかないと考えております。

5つ目として、担い手の養成、外部のノウハウ、施設支援整備について。

6次産業支援制度として、農業者などが農産物及び副産物の生産及びその加工または販売を一体的に行う事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定すれば、新商品の開発や加工設備、直売所の設置などに取り組む際に、融資や交付金などの支援を受けることができるなどの各種メリットがある制度がございます。

6つ目として、町の総合支援策を検討しているのであれば内容はということですが。

厳しい農業情勢の中であって、6次産業は議員ご指摘のとおり、農業活性化策としての大きな可能性を秘めた、今後の農業経営にとっては不可欠の取り組みであろうと存じます。6次産業とは、加工・販売の多方面において、いろいろな工夫により付加価値を高める方法でございますので、農家の方とともに、町内農産物のうち、何をどのように加工して商品化するなど、第一歩から勉強したいと考えております。

次に、7つ目として、移民の受け入れ実現に向けてどう河合町は考えていますか。

古民家の活用、空き家対策につなげるお考えはありますか。

現時点では、外国人を定住人口としての受け入れについては、平成31年4月に施行された改正出入国管理法の状況を見定め、課題など、ある程度整理ができてから、河合町としての立ち位置を明確にしても遅くはないと考えております。

8つ目の農業は大きな成長産業になり得ると考えるが、移民の受け入れの実現性について河合町は考えるのか。

日本の農業の従事者の年齢は65歳以上が6割で耕作放棄地が増え、後継者はいないという状況でございます。やり方次第で伸びしろのある産業であることは認識しております。しかし、河合町の農業の現状を見た場合、外国人を受け入れる体制には、ほど遠い現状でございますので、今後、農業施策について農業委員会が中心となり、農家の方とも意見交換をしながら、方向性を見出していきたいと考えます。

私のほうからは以上でございます。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 私のほうより、3つ目、地域支え合い組織を行政が支援する方法についての1、地域支え合い型移動サービスの実現に向けてに関しまして回答させていただきます。

本町におきましても、将来推計により人口減少に加え、65歳以上の老年人口比率が加速度的に増加する見込みとなっており、地域公共交通は今後の地域の移動手段として、より一層の役割を果たすことが求められております。

なお、利用者数の減少による不採算路線の廃線や人員削減など、運行事業者は提供するサービスの水準を下げざるを得ない状況が続いており、このような実情を踏まえ、行政といたしましては、町域を越えた交通ネットワークの構築が必要と考えております。

しかし、利用者のニーズを満足できるネットワークの構築には、行政だけでなく利用者である住民の方々にも参画いただく必要があると考えますが、それに先立ち、今後、行政の役割としてどのように進め、都市計画においてどのように反映していくのかを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○高齢福祉課長（松村豊範） 議長。

○議長（杵本光清） 松村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（松村豊範） 私のほうからは、地域支え合い組織を行政が支援する方法についての2番目、地域支え合い協議体の進捗状況について、それと行政のかかわり方についてご回答のほうをさせていただきます。

地域支え合い協議体の進捗状況、実績があれば経過説明をしてくださいというところです。

第一層協議体での意見を踏まえ、モデル地区となる高塚台2丁目地区の現状について調査を行っています。6月以降、高塚台地区で、しゃきっと教室、いきいきサロンのほか、住民主体の取り組みについて調査を行いました。

高塚台2丁目では、住民ボランティアで集いの場を展開している。楽しい茶の間ゆとりで、現場の資源があることが確認できました。ゆとりでは、多いときでは20人を超える参加者がイベントに参加しているようです。

これらを踏まえ、生活支援コーディネーターと協議の結果、多様な通いの場の展開も一つのニーズであると考えています。今後、この調査を踏まえ、第一層の協議体の中でも協議を行い、具体的な事業展開につなげていきたいと考えています。

②番目、促進の方法、誰が開催するのか、参加者の選定というところでございます。

参加者は、自治会長、民生児童委員会長、老人クラブの会長、その他関係等を核としています。

次にメンバーの選定は、行政と生活支援コーディネーターで行いましたが、今後は協議体のメンバーの意見を取り入れ、メンバーを増やすことなどの計画をしております。

次、3番目、行政のかかわり方ということで、このような事業を、地域の方々が実施していくためには、当然、財源が必要になってきます。そこで、総合事業としての取り込みや補助金などの情報提供を行っていききたいと考えています。また、事業が脱線しないように注視することなど、行政のかかわり方と考えています。

続きまして、大きい4番目、介護保険制度の変遷と実績データを踏まえた今後の展望についてというところでございます。

大きく1番、制度の変遷と実態のデータを別紙の様式で説明してくださいというところでございます。

①番から④番まで説明させていただきます。

過去7期の保険料の推移でございますが、高齢化を背景に、第1期の保険料基準額2,990円から始まっております。第2期3,592円、第3期4,175円、第4期4,228円、第5期4,175円、第6期4,900円、第7期で現在でございますが5,100円と。それぞれ上昇傾向にあり、高齢化

が影響した推移となっております。

2番目、負担割合の推移でございますが、1割、2割、3割と、変遷と人数でございます。

平成27年度から2割負担ができ、平成30年度には3割負担も追加されました。負担割合の発行状況から見ますと、第6期の合計で1割が2,540名、2割が449名。7期の合計で言いますと1割が1,893名、2割が178名、3割が117名で、それぞれ負担割合の制度の持続可能性を高めた推移となっております。

次に、要介護認定の推移、認定者数、認定の有効期間別の人数でございます。

認定の有効期間別は、第6期の合計で6カ月で134名、1年で1,713名、2年で1,224名、第7期の合計で6カ月61名、1年で480名、2年で316名で、その他418名で、それぞれ比較的に症状の変化が安定した場合には2年、その他で、状況が安定していない場合には6カ月となっております。

次に、4番目の住所地特例の推移で人数でございます。

住所地特例対象者は、第5期の合計で152名、第6期の合計で163名、第7期の合計で105名、過去10年間の平均をとりまして52名となっております。

大きい2番、介護保険特別会計について。

スタート時、平成12年からデータの開示ということで、スタート時のデータの開示につきましては決算状況を開示させていただきます。

②番目、毎年の予算編成の基本的な考え方はというんですけれども、過去の給付実績を基本的に、町が実施する地域支援事業に要する経費を加えまして3年間の見込みを踏まえた事業計画に基づき予算編成をしています。

次に、大きな3番目、過去の推移を踏まえ、保険料の水準についての町の所見はというところでございますが、3年を1期とする介護保険事業計画策定をして見直しを行っています。保険料は、事業計画に定めるサービス費用見込み等に基づき、3年間を通じて財政の安定を保つように設定しております。高齢化に伴いまして、2025年には8,372円に上昇するであろうと介護保険事業計画により見込まれており、介護予防の強化を図る一方、介護保険の持続可能性の確保も必要になってきています。

続きまして、4番目です。平成30年度から新たな介護予防・日常生活支援総合事業が河合町の事業として移管されていると。どのような影響があるのかというところで。

まず1番目、介護予防にどのような変化があるかというところで、総合事業の導入によりまして、介護認定を迷っておられる方が申請できるようになり、利用者が多くなってきてい

ます。軽度の時点で、早期に介護保険サービスを利用されることは重度化にならない早期の支援も可能になるため、介護予防につなげていくことが重要であると考えています。

そのため、地域の居場所づくりが必要であり、介護予防教室しゃきつと教室を展開し、支援が必要になっても継続して地域のつながりを維持できるように進めていきたいと考えています。

②番目、費用は増加したのか、減少したのかというところでございます。

通所介護は増加していますが、訪問介護は減少しています。今後は通所介護の利用状況について分析を進め、高齢者の自立につなげていきたいと考えます。

③番目です。高齢者の自立につながっているのかという質問でございます。

昨年6月にNHKで取り上げていただいたときには、本町の取り組みが日々満足感を感じて生きることができると評価をいただいています。身体的な自立を目指すのではなく、住民の方が大切にしている価値観を最優先に捉えて、毎日を過ごせることが自立と考えております。そのため町では、他町よりも早期に自立支援型地域ケア会議を行い、並行してケアプランチェックを実施し、住民の方の自立につなげています。

私からは以上でございます。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 先ほど質問でというか、町長にやる気があるのかということをやっとそういう質問がありました。私は、河合町をとにかく何とかしたい、そういう強い気持ちを持っております。そういう強い気持ちをこれからやっていきたいと、そういうように思っております。

先日行われました県主催の王寺で行われました地域フォーラムでも、河合町を何とかするというので3本の柱を説明しました。

1つは、財政の健全化に努める。それから、人口が増える、人口増の取り組みを進めます。それから、魅力あるまちづくり、それをやっていくということで、3本柱の説明をさせていただきました。

それから、やっぱり無駄を省く、それから収入を増やすということで、今取り組んでおります公共施設等の見直し作業、それを今進めているところです。具体的には、そういう、今、基本線まとまってまいりましたので、また議員の先生方、それから地域の方々にもお示ししまして、ご意見を頂戴して中身を膨らませていくと、そういうように今考えて動いております。

す。

とにかく各課、各部におきましても、私の気持ちを強く伝えております。そういうことで、いろんな切り口で河合町の財政がよくなるように、また人口も増えるように、それから魅力あるまちになるようにということで取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） いろいろ答弁いただいたんですけども、財政問題についてはやる気、これは大事だと思いますけれども、しかし、やる気をいかに見える化をしないとイケないわけです。住民にどう訴えていくのかと。そうすると具体的なやる気に見える化をすることで伝えると。頭の中でやる気あると言っても、行動が伴わなければできないわけですからね。

それで、従来から私が指摘しているやる気とは一体何か。財政健全化の仕組みをつくるわけですよ。いまだに仕組みができていないわけですよ。それをどうするのかという6月の議会からも一貫して言っているわけですね。例えば、そういう財政健全化について三位一体、行政、住民、議員と一緒に考えると。住民からの知恵ももらわないといかんわけですよ。これが一向に見えてないわけですね。なぜないんですか。やる気があるのか、ないのか。住民にとってはわかりませんよね、何がやる気なのかと。声だけかけているのはやる気じゃないわけですよ。だから、私が具体的に提案している。そういう組織をつくる。それから数値目標をつくる。先ほどの財政課長の答弁では、だんだん将来負担が減っていく。何もしなければ減っていくわけですよ、当然のことですね。

私が言っているのは、例えば7町とか奈良県とか全国で見て、非常に数値悪いわけですよ。なぜかという質問をしているわけですよ。これを国が定めている指標を目標にしてもらったら困るわけですよ。もし、その指標、目標を直前まで行ったら、もっと悪くなるわけですね。だから、そこをどういう形で分析をして、河合町の住民議会に対して、こうこう一緒にやっていきましょうということを具体的に提案してほしい。これがやる気に見える化なんですよね。

いまだかつて全くそういうことがないわけですよ。そうすると、毎年、来年度の予算どうするかということを決めていくときに、何をどうするかについては、もう素早くやっぱり議員とか住民の人たちと一緒に話をしないとイケないわけですよ。ところが、なかなかそういうことさえもできていない。そういうために、実行する仕組みを早くつくってほしいわ

けですよ。特別委員会つくるか、あるいは条例化をして、こういう形でやっていく。3年、5年の長期目標と1年ごとの目標をしていくと。そういうものをつくらないことには、数値をつくらないことには何ら前進しませんよね。目標というのは、ただ単なるスローガンを上げるんじゃなくて数値をつくるということです。そのためにはどうしたらいいかということについて質問をしているわけですよ。具体的なそういう仕組みづくりについて答弁をお願いしたいと思います。

それから、人口減少の河合町ですけれども、なかなかこれは今のお話ですと前途多難ですね。外国人は入れない、様子見てやっていくと。そういうことをしていると、すぐ10年たちますね。人口もっと減ります。それから、若者が河合町へやってくるためにはどうしたらいいとか。外国人が河合町へやってくるのはどうしたいかということですね。そういうもう時代になっているわけですよ。今から検討するなんてとんでもない話ですわ。だから、具体的に10年以内にどうしたら外国人は河合町に来てくれるか。家族の外国人を招致するぐらいのつもりで計画立てないと、これできませんよね。

そういう意味で、どうも消極的といいますか、やる気がないように私は見えます。やる気に見える化するためには、具体的な案をつくってください。例えば、農業の土地の問題につきましても、なかなか、例えば所有者が売却するとか貸すことに抵抗がある。そしたら、その抵抗とかそういうことをどういう形にすれば減っていくのかということなぜ検討しないんですか。そうすると、今のお話では、売らないから仕方ないからそのまま行きますという発想じゃないですか。それでは、なかなか農地改革、農業委員会は一切何をしているのかとなりますよね。そういう意味で、やはりもっと具体的に計画を立ててほしいわけですね。人口減少か、やっぱり魅力ある町にしていかなとあかん。若者の視点、それから外国人の視点でもって、河合町に来てもらうということを具体的にやっぱり考えていかなきゃいけない。この点についてのやっぱり答弁をもう一回お願いしたいと思います。

それから、地域支え合いですけれども、これは私の提案したのは、総合的に、都市計画というのは建物とか土地とかエリアを分けて考えていくということですが、これからはそういうソフトの面ですね。ITを使う、人手がない。人手がないということは人手を確保する方法をIT化によって行くと。既にウーバーとか全国、全世界でやっているところはいっぱいあるわけですよ。そのうち白ナンバーでもいいから、ITを使って運送をする、こういう時代になってきているわけです、人手がないわけですから。お隣の人に頼むだけじゃなくて、いかにこの人たちは時間があいているから登録してもらってやるという、その

IT化を都市計画法の中に入れることをお願いしたいと思います。検討するということですが、具体的に法律の壁があるのかどうか。もう一回検討してほしいと思います。これ世界でもやっているところがあるんです。だから、日本でもしやるとしたら、河合町が率先して、都市計画の中に総合的な輸送体制をどうしていくかと。ぜひこの都市計画の中に入れてください。

それから介護保険の制度について説明を受けました。非常に参考になったと思います。問題は保険料を上げないという方法ですけれども、これ、なかなか難しいと思います。今、私が気になっているのは、だんだんじわじわと高齢者の方の首を絞める状態になっているわけです。1割負担が2割になる。恐らくそのうち10年以内に全員が2割負担になる可能性はありますね。2割、3割。そういう意味で、この保険料を上がらないようにするためには、これから8期の介護計画が出てくるわけですから、その介護計画の中で、需要を、供給体制をどうしていくのかについて、もう少し計画の中に入れていくわけですから、このことについて、人出不足をどう解決するかについても、これから検討材料になるわけですから、その点についてどう思っているか、お答えをお願いしたいと思います。

以上、答弁をお願いします。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 質問に答えさせていただきます。

やる気というところで、具体的な構成とかそういうふうな部分につきましては、現在、すみません、平成29年度財政健全化計画を策定させていただきました。実際にその計画の中で、内部的な部分ということになりますけれども、健全化の比率の目標の設定、見通しという形になりますけれども、そういう形で設定のほうをさせていただいております。今回、先ほども説明させていただきましたが、今年度新たに実際の状況等も変わっておりますので、再度その辺の部分につきまして見直しを行い、将来的な収支見通し等も行った上で、将来的な比率の見通しなどについても、住民の皆様初め議員さんなどにも説明をさせていただきたいという形で考えております。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福辻まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（福辻照弘） 私のほうからは、人口をどのように増やすか、そして、若者の視点についてということでご質問をいただいております。

このことに関しましては、交流人口というものがございます。そして、定住人口というものがございます。やはり交流人口を増やして、定住人口を増やすというやり方があると考えられます。そして、外国人の方におかれましては、日本に来る目的としてはやはり宿泊とか買い物、食事というものがございます。そのことに対しまして、空き家対策とも関連するんですけども、古民家の活用というのも一つの手段と考えております。やはりコンテンツをつくってマーケティングをしないと、田舎だけをアピールしても、やはり人口が増えないと考えておりますので、その辺も検討していきながら、体験、ユニークな体験プログラムというものを考えまして、1つ、今、田んぼの学校というのを城内のほうでさせていただいているんですけども、あれは町内の方限定ということになっておりまして、その辺もやはりほかの地区、ほかの県からの方も対象にしていって、若者の募集をするなり、就農というものを考えていかなければならないと考えております。

そして、農地の所有者に関しましては、後ろ向きな話でということですが、やはり急に変わることはございませんけれども、やはり県のほうでも人と農地のプランというものをつくっていきなさいよというようなこともありますので、その辺に関しまして、人・農地プランといいますのは、人と農地の問題を解決するというで未来の設計図というものでございます。それにつきまして、農業委員会の中で担い手の状況とか、そして、農地の利用方法、そして地域農業の活性化方法といたしまして、地域農業のあり方、これは6次産業にもつながってくる話なので、この辺に人・農地ということで、土地の状況などを再度地元に入りまして、農業委員さんと話し合いの場を設けて解決のほうに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○福祉部次長（杉本正範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 杉本福祉部次長。

○福祉部次長（杉本正範） 介護保険料についてお答えさせていただきます。

おっしゃるように介護保険料につきましては、毎年というか、期ごとにどんどん上昇しているところでございます。この保険料上昇を抑えるために制度を変えるということは町ではちょっと難しいかなと思うところでございますし、そしたら、町が何ができるのかというところでございますけれども、やはり介護重度化に陥らないように、介護予防に力を注いで給付抑制に努めてまいりたいと考えております。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、1点目の健全化の目標の件について補足させていただきます。

先ほど財政課長も申しましたように、収支見通しを修正いたしまして、その中で健全化の指標につきましても当然算出させていただきお示しさせていただく。これを一つの目標とすることも考えられます。それにつきましても、またおっしゃっていただいているその仕組みづくりにつきましても、今後、他町等の事例等も参考に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（杵本光清） 発言の残時間がなくなりましたので、これにて西村 潔議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は11時5分より行います。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（杵本光清） 再開します。

◇ 坂 本 博 道

○議長（杵本光清） 2番目に、坂本博道議員、登壇の上、質問願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

（6番 坂本博道 登壇）

○6番（坂本博道） 6番、坂本博道です。

4つの問題について質問をさせていただきます。

まず第1は、当たり前の行財政運営を進めていく取り組みとして、町営住宅の管理運営と今後の課題について質問いたします。

6月議会において、不正使用、転貸し問題について。

1つ、不正使用の実態把握について継続して調査を進める。2つ、町が把握している名義人と別の名義人というのが20件ほどあった。それが転貸しかどうか、これから再調査をする。3つ、不正使用など課題があれば厳正に対処していくと答弁をされております。それぞれ、その後の進捗状況をお答えください。

2つ目として、転貸しでの入居者は不利益を受けている場合もあります。名義人も長年の経過で、家賃さえ払っていれば自由に使えるなどの理解もあります。調査を進めるに当たっては、入居者との突き合わせだけでなく、みずから申し出るようなそういう働きかけもするべきではないでしょうか。また、転貸しの事例が判明しても、よほど悪質でない限り、強制退去などではなく、正規の入居手続に移す、こういうことも含めて正常化を図っていくことをぜひ進めていきたいと思いますがどうでしょうか。なお、現在の町営住宅235戸のうち、空き室の状況は現時点ではどうなっているのでしょうか。

3つ目に、新しい町営住宅修繕取扱要綱に基づく、今年度7月から8月の執行状況はどうでしょうか。要綱に基づいて、以下の点についてお答えください。

修繕の申込数、負担区分の判定結果、入居者か管理者か、また緊急や普通の区別。修繕実施数と費用の合計。また、今年度予算と執行率。そして、修繕契約の内訳は随意と入札。そして、6つ目には前年度の修繕件数と費用を改めて示してもらいたいと思います。

大きな4つ目に、低家賃の公営住宅の役割は引き続き重要です。しかし、老朽化が進行している建物もあり、河合町の公共施設等総合管理計画、ここでは公営住宅等長寿命化計画にて定めた計画にのっとり、施設維持管理を行うと書いております。

新たな取り組みを今進めようとしておりますけれども、改良住宅については、居住者の意向、地域の住宅事情を踏まえながら、譲渡処分についての詳細計画を検討しますと、この計画の中では書いておりますが、これらの点、どのように実行されているのか、また今後の方針はどう考えているのか、お答え願いたいと思います。

大きな第2に、住民の命を守ることは政治の重要課題です。財政は厳しくても、災害時の対策を系統的に進めるために、下記の点について質問をいたします。

1つ、国が2013年に避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけました。昨年の大阪北部地震、広島岡山での豪雨災害の際に、残念ながらこれが有効に活用できなかった状況などが報道をされております。

河合町でも、この名簿の整備とともに、生きたものにするために行政と住民力を合わせて

取り組むことが必要だと考えます。

以下、質問をいたします。

1つ、避難行動要支援者名簿、河合町では災害時要援護者台帳となっているかと思いますが、登録数、また登録対象者の基準、登録の流れ、改めてどうでしょうか。

2つ目には、この名簿はどこが管理を行っているのか。また、毎年更新はできているのか。そして、今、求められている個別計画の策定の割合はどうでしょうか。

そして、3つ目にどのように活用し、そして、これの課題は何なのか。

そして、また4つ目に、継続して改善していくためにも、また具体化するためにも、どこでこれを実行検討するのか。年度目標を持って充実させていく必要があると思います。現状について確認をしたいと思います。

大きな2つ目に、情報伝達はやっぱり重要です。改めて、現在の到達状況を確認しながら、より改善するために下記の質問をします。

災害時、特に台風時で、室内での防災無線のその役割、どのように評価をしているのでしょうか。

2つ目に、情報伝達ツールとしてメール、ファクス、電話というふうになっておりますが、現在の登録状況はどうでしょうか。大字別やその世帯割合もあれば大まかなところを教えてください。

3つ目には、避難行動要支援者の登録状況は。全体の世帯の中でどれくらいになっているでしょうか。

そして、大きな4つ目、要支援者、そして、3つのツールの利用困難者、これらに対する、やはり情報伝達は大事ですが、その点では戸別受信機の役割、やっぱり重要だと思います。医療機関や拠点施設、さらには先ほどの要支援者などについて、その活用を進めていくという方向も検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

大きな3つ目に、不毛田川流域の洪水対策について伺います。

2017年10月の台風21号のときは、大和川の水位はJR王寺駅が水没した1980年のとき以上に上昇し、町内でも300名以上の避難者があり、市場、城古、長楽などのエリアでは、家屋の浸水や水田、道路の水没など大きな被害が出ました。このエリアでは、大和川への樋門を閉めることで発生する不毛田川の内水氾濫になります。2年前のときも長雨が続き、累積降雨量は約300ミリ、最大の降雨強度は20ミリ毎時、そして、樋門を閉鎖していた時間は、午後1時から翌日の6時ごろまで16時間ほどでした。それでもこのような被害が起きました

が、この間、九州など発生している100ミリ毎時などの長雨が降れば重大な事態が予測されます。そういう点も含めて、以下2点質問します。

1つは、ハザードマップの改善につきましては、大和川、曾我川、高田川の氾濫を今のものは想定したのですが、不毛田川の内水氾濫も反映できるものに改善したらどうでしょうか。

大きな2つ目に、現在進められている広瀬神社西側遊水地計画について。

これにつきましては、やっぱりこの効果の程度、どのようなものになるかというシミュレーションもぜひ行って進めてもらいたいと思います。とりわけ長楽エリアも含めて、その実効性がどうなのか、その対策の検討が必要だと思しますので、これについても、今の検討状況をお答えください。

第3に、財政問題について質問いたします。

財政問題に対する町民の不安ややはり不信があります。なぜこうなったのか、しっかり踏まえ、財政が真に住民の福祉の向上に役立つよう機能させることがやはり政治の責任だと思います。

同時に財政指標だけで行政水準のよしあしを判断できるというふうにも思いません。それだけに財政改善の名のもとに、行政サービスを削るだけでは本末転倒になります。

以下4点お伺いします。

1つは、夕張に次いで悪い財政となぜ言われるのかを認識しているのか。そして、それがどのように住民生活に影響を与えているのか、改めてお答えください。

2つ目に、財政健全化の方針を示すということで検討しているということですが、やはりどのような状態を目指すのか。数値的にまた状態として、そういう点では今の時点で明らかにしてほしいと思います。

3つ目には、単年度のやはり収支の改善も重要です。予算編成や執行の精度を上げる必要があるのではないのでしょうか。平成28年から30年に、やはり財源不足のために財政調整基金を取り崩してきたということも、今やはり大きな影響を与えようとしております。その財源不足、どういうことが一番起こっていたのか、改めてお答えください。

そして、財源問題と絡んで、平成16年に水道事業会計から一般会計への借り入れ、これを行っておりますけれども、なぜこういう事態が起こったのか、改めて、今、振り返ってご答弁願いたいと思います。

最後に4つ目に、文化財の保護について質問いたします。

河合町は旧石器時代から近世まで、古墳を初め多くの史跡等があり、この地域の文化的財産です。やはり学術的な価値もつけて保護し、その活用を求められております。しかし、これも急に取り組んでも間に合いません。そのために計画的な取り組みが必要だと思います。

以下3点伺います。

1つは、大塚山古墳群と、そして、この間、新たに発掘もされておりました宮堂遺跡も含めた保護、そして、活用の計画、どのように進める予定でしょうか。

2つ目には、河合町全体の文化遺産を学問的にも価値あるものとして調査し保護するために、どのような今計画を進めるのか。

そして、3つ目には、日常的な中で、今、中央公民館で展示している遺跡と遺物等の展示の改善、また住民や子供たちに見えている参加型のこのような調整や活用を進めていく。そういう点でもぜひ検討していただきたいと思いますが、ご答弁お願いします。

以上、壇上での質問をさせていただきます、再質問は自席にてさせていただきます。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 私のほうからは、1つ目の町営住宅の管理運営について、大きく3つの質問をいただいております。

1つ目としまして、6月議会において不正使用、転貸し問題について、2点の質問でございます。その後の進捗状況はという質問です。

実態調査の把握のため調査を進めており、6月議会で回答をした件につきまして、死亡者などの名義のまま住み続けておられる入居者に名義変更の手続のため、書類を届けるなどして進めているところでございます。今後も引き続き、適正な住宅管理を行うために対処していきたいと考えています。

2点目です。調査に当たっては入居者との突き合わせではなく、転貸しの入居者がみずからの申し出られるような働きかけをするべき。また転貸しが判明しても、強制退去ではなく正規の手続に移すべきと思われるがいかがか。また、町営住宅235戸、このうち空き室の状況はという質問です。

正規の手続をされず転貸しにより入居されることは、公営住宅法、河合町管理条例により禁止されています。前回お答えしたとおり、明け渡し請求など法的措置も視野に入れ、不正入居、不正使用として対処していかなければならないと考えます。

しかし、正規の入居者として手続を行うのも1つの方法かと思われませんが、公営住宅法、

河合町営住宅管理条例等を逸脱しないよう、住宅管理検討委員会で、今後の対応方法を検討していきたいと考えています。

また、町営住宅の空き室の状況ですが、現在235のうち47戸が空き室となっております。

大きく2つ目、町営住宅等修繕取扱要綱に基づく今年度の進捗状況はという質問でございます。

1つ目、修繕申し込み件数についてでございます。

4月から8月までの申し込みは13件でございます。

2つ目、負担区分の判定結果数、入居者か管理者かについては、管理者負担11件、入居者負担2件。

3つ目、修繕実施数と費用の合計についてでございます。

修繕実施数については8件、費用については289万2,931円のうち、緊急修理は1件でございます。

4つ目、今年度修繕費予算と執行率について。

修繕料予算額733万9,000円、執行率39.4%でございます。

5つ目、修繕契約の内容、随契か入札かについてでございます。

全て随意契約でございます。

6つ目、前年度の修繕件数と費用額について。

修繕件数は91件、費用額2,362万9,014円でございます。

3つ目でございます。

河合町公共施設等総合管理計画では、公営住宅等長寿命化計画にて定めた計画に図り、施設維持管理を行う。また、改良住宅についての譲渡処分を検討するとなっているが実行されているのか。また、今後の方針をどのように考えているのかという質問でございます。

公営住宅及び改良住宅、全235戸の管理をしています。住宅については、建築から半数以上が40年を経過し老朽化が進んでおり、修繕に多額の費用がかかっている状況であり、住宅を今後どのようにしていくかの方向性を検討する必要があります。中期・長期的な計画における基本的な方針として、長寿命化、耐震化、廃止、建て替えという今後の住宅のあり方を示す河合町町営住宅等長寿命化計画を今年度に策定し、国の補助を受け住宅の維持管理等を計画的に進めていくべく、今議会に計画策定の補正予算を計上しております。

現在、改良住宅の譲渡処分についての検討はまだしておりません。今後の改良住宅のあり方につきましては、地区改良事業を終了し17年が経過し、新たな事業協力者への入居もなく、

今後使用される世帯がなくなった場合、公営住宅への転用や用途廃止による譲渡処分及び現在の入居者の希望による譲渡処分等、今後の方針を河合町町営住宅等長寿命化計画策定の中で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○安心安全推進課長（上村 学） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（上村 学） 私のほうからは、大きな2つ目の災害対策についてという部分の2点ですね。避難行動要支援者名簿についてと情報伝達についてということでお答えさせていただきます。

まず、避難行動要支援者名簿についてということで、名簿の登録者数及び登録対象の基準ということで、大きなところで申し上げさせていただきます。大字別ということですので、川合で119名、佐味田で116名、泉台で130名、星和台で227名、広瀬台で106名、中山台で101名、高塚台2丁目で120名、町全体では1,423名というふうになっております。

それから、基準についてでございますが、75歳以上のひとり暮らしの方、要介護3から5の方、知的障害判定の方、身体障害1、2級の方、精神障害1級の方、難病患者の方という形で対象者を登録させていただいております。

それから、登録システムについてでございますが、現在のところ、福祉部局のほうに照会させていただいて、持っているデータ、そちらのほうをいただいて取りまとめをさせていただいて作成させていただいているところでございます。

それから、名簿の管理についてでございますが、こちらにつきましては安心安全推進課のほうで保管させていただいております。それから、更新については年1回行っております。

それから、個別計画の策定割合ということでございますが、現在のところ、策定はできておりませんので、早急な形で協議をさせていただいて作成させていただく予定です。

それから、3番、4番の活用方法と課題について、検討はどこまで、また現状はということでございますが、現状において、町の福祉部局が保有する情報のみの名簿であるため、ひとり暮らしとなっている方でも実情は家族と同居や、また施設に入所されている方がたくさんおられると思います。また、75歳以上の方でも支援の必要のない方もおられると思います。そのことから、こちらの名簿のほうをもとに、安心安全推進課と福祉部局のほうで協議を行った上、先ほど申し上げました個別計画、個別の実情を把握し、計画のほうを策定して行ってまいりたいと思います。

それから、情報伝達についてということで、1つ目の災害時に室内での情報伝達機能の把握、評価ということでございます。

おっしゃるとおり、現状の屋外放送では屋内におられる方への十分な情報伝達はできておりません。そこでメールなどの情報伝達ツールによる登録をお願いしているところでございます。

それから2番目につきましては、情報伝達ツールの登録状況ということでございますが、こちらのほうは9月5日現在でございますが、登録者総数につきましては2,787名、内訳といたしまして、メール配信が2,466名、電話配信が289名、ファクス配信が103名ということになっております。

それから、こちらのほうの大字別ということでございますが、こちらのほうも多いところで申し上げますと、穴闇のほうが153件、市場のほうで122件、大輪田180件、佐味田258件、泉台192件、星和台で225件、広瀬台で271件、高塚台2丁目で238件、久美ヶ丘のほうで290件が主な多いところになっております。

世帯に対する割合はということであったと思いますが、ちょっと7月末の世帯数ということで試算させていただきますと、35.6%ということになるのかなと思います。それで、まだまだ登録状況のほうも35%、もう人口割合で言いますと15%という形になっておりますので、引き続き、広報かわい、それからいろんな会議、行事など、登録の呼びかけを積極的に行ってまいりたいと考えております。

それから3番目、避難行動要支援者の中での登録状況ということでございますが、申しわけありませんが、現在のところ把握はしておりません。ただ、早急な整備に基づきまして、把握には努めたいと考えております。

それから、4番目の要支援者、ツールの利用困難者、医療機関や拠点施設などの戸別受信機の活用はということでございますが、それにつきましては、情報連絡ツールの利用できない聴覚に障害のある方の世帯に対しては、文字表示盤つき戸別受信機は、文字表示が出る戸別受信機のほうをお渡しして対応をしているところでございます。

また、その他の戸別受信機の設置場所につきましては、集会所また学校などの避難所には戸別受信機を設置しております。あと、要支援者の方についての情報ツールの活用については、特に啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） 私のほうより、2番、災害対策についての3つ目、不毛田川流域の洪水対策についてお答えさせていただきます。

1番目、現在公表しておりますハザードマップにつきましては、大和川や曾我川、高田川の外水氾濫による被害を想定したものであります。ハザードマップでは被害の範囲及び被害の程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を図示することで、関係する住民の方々に周知しているものであります。

不毛田川の内水氾濫は、大和川、曾我川、高田川の外水氾濫と比べれば浸水規模が小さいものの、ハザードマップの作成により周辺地区にお住いの方の被害抑止、被害軽減、避難対応に効果が見込まれるものであります。

したがいまして、今後における対策工事の効果に基づき、不毛田川の内水氾濫に関するハザードマップの必要性を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、②不毛田川の内水対策事業の効果についてであります。まず、シミュレーションにおける条件につきましては、おおむね10年に1回程度の確率で発生する降雨を想定しており、継続時間につきましては24時間とする中央集中型波形の降雨としております。なお、24時間総雨量が約170ミリ、ピーク時の1時間雨量は約50ミリとなります。不毛田川の内水被害におきましては、先のシミュレーションにより容量約5万5,600立米の遊水地の整備が必要となっており、結果、川合地区から不毛田川上流に位置する長楽地区までの浸水被害の軽減につなげたいと考えております。

以上でございます。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 私のほうからは、財政問題について4つの質問をいただいておりますのでお答えさせていただきます。

まず1つ目、夕張に次いで悪い財政となぜ言われるのか。

そのことが住民生活にとってどのような影響を与えているのかということでございます。

本町の平成28年から29年度の財政指標におきまして、将来負担比率が夕張市に次いで2番目に高い比率となったことによるものだと考えております。

なお、平成29年度決算におきまして、夕張市の将来負担比率は516.2%、2番目の河合町で219.1%、3番目は216.1%となっております。本町の将来負担比率が全国で2番目である

ことを住民の皆様が新聞等で目にされ、町の将来に不安を感じておられる方や、他町から転入を考えていたが中止された方などもおられると聞き及んでおります。そのため、本町の正確な財政状況や今後の見通しなどについて、機会を設けて住民の皆様の説明させていただくとともに、広報紙やホームページを通じてお知らせさせていただきたいというふうに考えております。

2つ目としまして、財政健全化でどのような状況を目指すのかということでございます。

本町では、まずは実質収支において赤字を回避するため、平成29年度に改訂しました財政健全化計画に基づく歳出削減と、人口減少対策による町の活性化と増収に取り組んでおります。最終的には単年度実質収支を黒字にし、余裕ができれば基金に積み立てたいと考えております。

3つ目としまして、単年度収支の改善や予算編成、執行の精度を上げる必要があるのではないか。

平成28から30年度の財政調整基金を取り崩した要因ということでございます。

予算編成におきましては、毎年度経常経費についてシーリングを実施するとともに、過去の決算額や決算見込み額の執行率が低い事業を重点的なヒアリングを実施、経費の圧縮に努めております。

職員につきましては、一人一人が厳しい財政状況を認識し、事業の廃止縮小なども含めた検討を行うとともに、全ての事業についてコスト意識を持った効率的な事業の執行を徹底するよう努めております。

また、事業の実施に当たりましては、住民ニーズや社会経済情勢、国・県の動向などから、真に必要な事業を選択し、さらに徹底した経費削減により、最小限の経費で実施できるよう努めるとともに、財源につきましても国・県補助金や交付税算入のある地方債など、最も有利な財源の確保に努めております。

財政調整基金を取り崩した理由ですが、平成28年度では歳入、町税で法人住民税の増により増額となりましたが、譲与税・交付金で地方消費税交付金などの減で減額。また、地方交付税で国調人口の減などで減額、一方、歳出では扶助費が増額となったことにより、決算におきまして財源が不足し、財政調整基金を1億円取り崩して財源を補填しております。

また、29年度では、歳出、人件費が減額となりましたが、扶助費で民間保育所委託措置費の増や維持補修費で、住宅及び清掃工場の増により増額となったことで決算におきまして財源が不足し、財政調整基金1億7,000万円を取り崩し財源補填をしております。なお、平成

30年度につきましては、基金を取り崩さないで黒字決算となっております。

4つ目としまして、平成16年度の水道事業会計から一般会計に繰り入れした要因ということでございます。

平成15年度にペイオフ制度が創設されたことで、水道事業会計が保有する現金預金の安全性の確保が必要となりました。また、一般会計におきまして、住民の高齢化や景気低迷などによる平成11年度以降の町税収入の減収、さらには平成16年度の三位一体改革に伴う地方交付税の大幅削減などにより、新たな財源の確保が必要な状況になりました。

そのため、平成17年度から実施しました財政健全化計画の効果が出るまでの臨時的な財源として、水道事業会計保有の現金預金について一般会計に資金移動することで、町全体として有益な資金運用が図れるということから平成17年3月議会で議決をいただき、平成16年度末に実施したものでございます。

私からは以上でございます。

○生涯学習課長（小槻公男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小槻生涯学習課長。

○生涯学習課長（小槻公男） 私のほうからは、4番目の文化財保護について、3つのご質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目、大塚山古墳群と宮堂遺跡を含めた保護と活用計画の予定についてですが、まず、史跡大塚山古墳群の保護と活用につきましては、平成10年3月策定をしております史跡大塚山古墳群保存管理計画に基づき、公有化終了時もしくは公有化のめどがついた時点で、保存整備計画を策定することとなっております。現状では、史跡大塚山古墳群のうち最大の古墳である大塚山古墳の公有化が令和5年度に買収の完了する見込みとなってきました。今年度中に整備委員会等を設置し、検討を始める予定です。整備委員会では、古墳群全体の保護と活用の方針を検討し、個別の古墳の整備については、各古墳の状況に応じた具体的な手法を検討していくこととなります。また、整備事業では、各古墳での公有化の完了後からということになります。さらに、保存整備計画の策定の進め方あるいは策定の時期などにつきましては、県の文化財保存課と協議をして進めていきます。

大塚山古墳の東側に存在します宮堂遺跡につきましては、大塚山古墳群との関係性は推測できるものの、まだ遺跡の内容はごく一部しか判明していません。したがって、大塚山古墳群全体の活用と関連する古墳群周辺の文化的資産群の一つとして捉えられるものの、宮堂遺跡の保護と活用につきましては、後に述べます町全体の文化財の保存活用の中で考えて

いくべきものだと思っております。

2つ目の河合町全体の文化遺産の保護計画ということですが、将来的には歴史文化基本構想、あるいは文化財保存活用地域計画といったものの策定が必要と考えております。そのため、町内にどのような文化財があるかということの基礎的な実態調査が必要です。今のところ、文化財保護審議会委員の方々にご指導、ご協力をいただきながら、少しずつではありますが、例えば佐味田の教行寺の古文書でありますとか、穴闇の長林寺の聖徳太子像の調査といったことを行っております。

また、町民大学の中にあります古文書講座を履修されました方々に古文書の調査と整理に協力していただくような、そういったことを目指しております。可能な手法により、今後も基礎的な調査をまず進め、その成果を踏まえた上で、町全体の文化財の保護計画を策定していくべきだと考えております。

3番目の展示室の改善、また参加型の調査ということでございますけれども、現在、中央公民館の文化財展示室にはナガレ山古墳でありますとか、大塚山古墳群などから出土しました埴輪など多くの遺物を展示しています。県外からも多数見学に来ていただいているところです。議員もご存じのとおり、この展示室は展示しているものの、遺物等の質と量からすると、設備も広さも不十分だと認識しておりますので、公共施設の総合管理計画の中で今後検討していきます。

それから、遺跡の発掘調査を初めとする文化財調査に、子供たちを初めとする住民の方々に参加していただくということは、町の魅力を再認識し、定住促進といったことにつながる意義深いものだと考えています。

発掘調査については、一般に考えられている以上に危険な面もございますので、安全対策や予備知識の研修などの時間も必要であります。

したがって、開発行為に伴う緊急調査では、調査時期の制約等の問題があり、そういった制約のない範囲確認調査あるいは学術調査の中で行うべきだと考えています。

そのほかの文化財調査についても、事前の研修など最低限必要なことを満たしてからの参加といったことが求められます。そのためには、町全体の文化財保存計画の策定とともに、出土品等の保存処理や記録化、保管の可能な施設の整備と調査体制の充実を図る必要があります。

以上です。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは初めに、町営住宅の問題についてお伺いします。

昨年6月議会以降のことについて先ほどありましたが、そういう点では引き続き調査をしているということかということ、それからもう一点は、20件ほどあって、これについては再調査と言われておりましたが、先ほどの話では、名義変更の書類を持っていつているというようなことですが、この中で転貸しにつながるような、そういう実態はあったのか、なかったのかについては回答願いたいと思います。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） はい。先ほども答弁しましたとおり、引き続き調査を進めているところでございます。書類等、名義変更のための書類を届けているという回答をさせていただきましても、その中では転貸し等はございませんでしたので、引き続き、ほかまた調査を進めていきたいと考えております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、20件というのは全てそういう転貸しの中ではなかった。具体的にはどういうものだったというふうに評価しているのでしょうか。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 先ほど答弁しました死亡者等で名義が変わっていない、そのまま住み続けておられる方に対して名義変更を進めている意味で書類を届けているなどをしていく状況でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 承継という項目が条例にはありますので、それによるものかとは思いますが、ただ、そのときも当然入居資格を満たしているということになりますから、そういう点では、今の時点では20件ともそういうものでなかったというふうに、きょうの時点では回答をされているということで理解したいと思いますが、そういう点の調査については、しっかりとやっぱりする必要があると思います。そういう点で、当たり前の町財政運営を進めてほしいと思うのですが、そういう点では先ほど言いましたが、転貸し等のことも、

また同時に名義はあるんだけど、実態は使っていないというふうなところもあるというのも聞いております。そういう点では、そういう状態をなくすためにも対処しながら、先ほども言いましたが、何も処分なしというわけではないんですけれども、ただ住んでいることでもありますから、そこは本人そういう人たちも含めて、この状態を変えていくというふうな働きかけを広く行いながら、やはり普通の状態に戻すということで進めてもらいたいと思いますが、現在の調査そのものはどういうやり方で引き続きやっているというふうに見たらよろしいでしょうか。

○住民生活課長（上村英伸） はい。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） まず、今現在はまだ名義変更、入居承継している方にまだ全てでは書類を届けることができていないというところもありますので、まずその辺を解消させていただきまして、引き続き調査を進めて適正な住宅管理に努めてまいりたいと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっとこれにつきましては、やはり普通のようにということがありますし、後の今後の取り組みにも影響しますので、やはり継続して状況を確認しながら進めたいと思いますし、またさまざまな形で私もそれについてはいろいろ調査含めてやってみたいなと思っております。なお、条例適用の関係で、暴力団排除の適用事例というのは、この間ありましたでしょうか。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 過去に暴力団等、一応明け渡し請求等を行いました。現在はそういう方は入居されておられませんと確認しています。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これにつきましても、4年ほど前に新聞報道等でされた事例もありましたが、そのことも含めて実施されたということでよろしいでしょうか。ぜひ、やはりこういうことも含めて普通の状態にしていくということで、普通の状態をやっぱりつくっていくということで、ぜひ進めてほしいと思いますが、その点での確認はどうでしょうか。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 継続して進めてまいりたいと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） あと一方で、今後の問題ですけれども、やはりどういう対応をしていくかということになります。先ほど長寿命化問題もありましたが、現在47戸の空き家ということですが、このうち公営住宅につきましては、やっぱり3割ぐらいがあいているということですが、改良住宅のほうは空き家率が少ないということになっていると思います。そういう点では、この空き状況につきましては、今後どういうふうな対応を今考えているのでしょうか。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村住民生活課長。

○住民生活課長（上村英伸） 今現在、長寿命化計画を策定し進める中で、今後、適正な戸数等も考えながら進めてまいりたいと思っておるところです。改良住宅についても、現在空き家がございますが、その辺、今後、一般住宅として捉えた形でその住宅扱いをしていくような考えも検討していかなければならないと考えておりますので、今後、住宅管理検討委員会等で検討させていただきたいと思っております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） まだまだちょっと実情としては、ちょっと十分わかりにくいところもあるように実は思っております。そういう点では、ぜひ引き続き対応しながら、それから長寿命化計画などで、また訪問含めて調査もやられるようなことと思っておりますけれども、そういう点では普通に進めていけるという状態につくっていくということで、ぜひお願いしたいと思います。

では2つ目に災害対策の問題についてお伺いします。

この件につきましては、やはり今ハード、ソフトの面がありますけれども、ソフトの面では避難する要支援者への方針をしっかりとつくっていく。このことについては、かなり本当に真剣に取り組まなければいけないなど、周辺の取り組みで思っております。

先ほど一応確認したかったのは、やはりこの名簿を含めて、つくっていつている中心になってどこでやっているのか。それと、先ほど75歳以上というふうに言われておりましたが、

いっとき広報か何かで、自分はホームページで見た中でいくと、災害時要援護者台帳の呼びかけについては65歳からというふうになっていたんですけれども、どこが、このときは民生児童委員が訪問してつくとかなっておりました。それで窓口は福祉政策課になっていますというような形になっておまして、これをぜひどこで確実につくって行って、それを今、個別方針をつくるということが、当面、鍵になると思うので、それをどこで検討するのかについて、もう一度確認したいと思いますのでお願いいたします。

○企画部次長（森嶋雅也） はい。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 避難行動要支援者名簿でございますが、現在、安心安全推進課が中心となり進めてございます。当初65歳ということで福祉政策課のほうで進めておったんですが、現在は対象65歳以上はまだ比較的動ける方が多いということもございまして、75歳以上ということで、安心安全推進課で進めておるところでございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これを生きたものにするということですので、やっぱり地域での協力も含めてないとできないと思いますが、そういう点では地域との協力含めて、当面、個別計画を毎年目標を持ってつくっていくということぐらい必要だと思うんですが、そういう点ではそれをどこでやっていくのか。そして、当面、今、目標として持っているのかどうかについてを確認したいと思います。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 個別支援計画、非常に重要なものだと考えております。これまでも、モデル地区指定などをして取り組んできたんですが、うまく機能をしなかった。その主な理由としましては、なかなかその趣旨を理解していただけない。支援者がいないというのが非常に大きな問題点としてクローズアップされてきました。そういったところをもう一度課題として挙げまして、順次、もう一度モデル地区を設定するのか、全町的に計画を進めていくのか、そのあたり検討してまいりたいと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今、聞きましたのは、それを検討する場所というか、どこでこれはやっ

ていこうと。この間の状況を見まして、やはり従来型でなくて、かなり突っ込んだ形で仕組みも含めてやっていくことが大事かと思いますが、それについてどうなっているでしょうか。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 先ほども申しましたように、安心安全推進課が中心となり進めていきたいと考えております。役場だけではなかなか進めることができません。そういったことから、民生児童委員さんであったり、社会福祉協議会であったり、そういったところのお力も借りながら進めてまいりたいと考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ちょっと今お話聞いている感じでは、なかなか実は進んでいくということにならんじゃないのかという気がしております。この安全の問題につきましては、いつということ、どこでということになりますので、確かに財政が厳しくても、このことではやっぱり日本一になるぐらいのつもりで、住民の力もお借りしながらですけれども、進めていくような仕組みもしっかりつくって進めてほしいというふうに考えております。

もう一点、不毛田川流域の洪水対策の件ですが、これにつきましても、遊水地計画ということで、今、進められようとしております。これ自身もだめというわけではありません。しかし、効果については、ぜひ到達時間や、そしてまた、特に2年前に起こったようなあの水害のようなときも含めて、どんな状況までいけるのかということが、ぜひシミュレーションをしてもらって、それで全体にも啓蒙していくことにしてほしいと思います。あの雨のときも、広瀬神社にお伺いしても、やっぱり8時間ぐらいで床上まで来ていますし、不毛田川の近所の長楽の方なんかのところでも、やっぱり6、7時間で本当に床上まで来るぐらいまで来たという事情がありました。2年前の雨でもそういうことですので、ちょっとこの辺、今回についてどういうふうなぐらい上がるということについては、現時点では検討が十分ではないというふうに考えたらいいんでしょうか。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中島まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中島照仁） はい。具体的な効果というところのお話ということだと思います。今、不毛田川流域における浸水区域の面積というものが、一部広陵町域もかかっているわけなんですけれども、それにつきましては、それも含めまして約20ヘクタールほど

ございます。そして、先ほどご説明いたしました内容では10年確率による整備、シミュレーションによる整備を行った際には、約2.6ヘクタールまで浸水区域の面積が減少すると。その2.1ヘクタールに対しまして、本町が今計画しております3カ所の事業整備計画を進めるといったところの効果となっております。

以上です。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひこれにつきましては、特に長楽エリアのあたりも含めて、今、道の問題も含めてありますから、やっぱり水の問題については非常に心配をされております。ですから、そういう点ではそのあたりも含めて効果が上がる。さっきの10年確率というのはちょっと短過ぎるんじゃないかとは思いますが、もうちょっと大きなものが出てくると思うので、それも含めて、ぜひ引き続き、その地域対策としても検討してもらいたいと思います。

そしたら、3点目に財政の問題について少しだけ質問をしておきたいと思います。

今、健全化方針の準備ということでありました。先ほど来、西村議員のところでもいろいろお話しされておりました。そういう点で、やっぱり一定のどういう到達させるのかということについては、数字的にも、また時期についてもやっぱり目標を持つということは大事だと思いますが、先ほど単年度収支を一定黒字にということを目指して、基金積み上げられるようにしたいということでありましたが、少なくともそれについてはどれぐらいのところであろうとするのかについては、ちょっと回答願いたいと思います。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） お答えさせていただきます。

先ほどちょっと西村議員のご質問にはお答えさせていただいたように、今年度、収支見通しを作成する予定をしております。その作成の中で、今後の収支状況についても説明のほうをさせていただきますので、現在、すみません、もう少しお待ちいただきたいというふうに考えております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 来年度予算に向けてもありますが、そういう点で、先ほど言った予算管理、とりわけ財源の問題という視点では、自前財源になる税収のところでも、30年の決算を

見ても2,900万余り、交付金では9,100万円余り、そして、使用料等について2,700万円余り、当初予算としてやっぱり結果として少ない状況にあります。これらのところというのは、やはり、とりわけ交付金のあたりが予定より少なくなるという、さまざまな要因がありますけれども、やっぱり財源不足となります。そういう点では、そのあたりについて、改めてちょっとその要因や、これどう打開するかということについてはご回答願いたいと思います。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 当初予算策定におきましては、あくまでもその収入においても支出においても同じですねんけれども、見通しという形で立てさせていただいております。実際に最終的にそれが確定した場合に、また補正を行って予算措置をさせていただいているというような状況となっております。もし、財源に不足をする場合には、その他、例えば減収補填債とかそういうふうな部分の財源の確保を努めていくという形としております。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員、残り時間が1分ですのでまとめてください。

○6番（坂本博道） はい。ぜひ、これにつきましては、財源問題も含めて、来年に向けてもぜひ取り組んでほしいと思います。

同時に、水道会計から問題というの、結果として、このことで実態が見えなくなったというふうに思っております。そういう点では、これらについてもしっかりと住民にわかるような形でやるのが一番大事かと思っております。

最後に、文化財の件につきましては、ぜひ、これについては貴重な我々の財産でもありますので、住民も参加型で、また見えるようにして、しっかりと準備を進めていってほしいと思います。そういう点では、展示場所の問題なんかもぜひ公共施設のことと言うておりましたが、三小の活用とか含めたり、周辺整備の中で実現してもらいたいと思っております。

以上、終わっておきます。

○議長（杵本光清） これにて、坂本博道議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は13時30分といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

○議長（杵本光清） 再開します。

ただいま、傍聴席に耳の不自由な方がいらっしゃいますので、手話通訳の方の入場を許可します。

（手話通訳者入場）

◇ 梅 野 美智代

○議長（杵本光清） 3番目に、梅野美智代議員、登壇の上、質問願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

（3番 梅野美智代 登壇）

○3番（梅野美智代） 議席番号3番、梅野美智代です。

通告書に基づいて質問いたします。

我が国も批准している障害者の権利に関する条約では、言語は、音声言語及び手話、その他の形態の非音声言語と定義され、手話は言語として国際的に認知されています。

また、障害者基本法では、手話を言語として位置づけるとともに、全ての障害者が、可能な限り意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、情報の取得または利用のための手段について選択の機会の拡大が図られることを通じて、相互に人権と個性を尊重し合いながら、共生する社会を実現することとしています。

私は以前、役場職員として障害福祉業務に携わり、障害をお持ちの方とのかかわる機会が多くありました。相談内容は多岐にわたるもので、相談時間もさまざま。専門的な知識はもちろんのこと、それ以上にコミュニケーション能力が必要とされるものでした。さまざまな相談を受け、的確にサービスを提供する第一歩は、住民の方との会話です。相手の思いに耳を傾け、ニーズをしっかりと聞き取ることが大事になってきます。

その中で、聴覚障害をお持ちの方が相談に来られたときは筆談で会話をしてきましたが、ご不便をかけることも多かったように思います。実際に、窓口で思いが通じず悔しい思いをされ、涙を流される姿を目にしたこともありました。

こうした経験から、聴覚障害をお持ちの方は、日常生活を過ごす中でさまざまなバリアと向き合っておられ、非常にご苦労されておられると気づきました。

今では、手話は言語として位置づけられておりますが、なかなか一般の方が手話を使って聾啞者と会話する光景を見る機会は少ないです。また、地域の近所づき合いや自治会活動の中でも、手話をされる方が少ない、もしくはいないため、なかなか地域に溶け込むことが難しいとお聞きします。

聾啞者の方たちにとって、手話は自分の思いをすぐにそのまま伝えることができる最高の方法です。近年、手話を言語として全国で条例として定め、積極的に一人一人のそれぞれの立場や役割を定めることで、啓発・普及を行っている自治体がふえてきております。

そこで、手話言語条例の制定に際して、3つ質問させていただきます。

1つ目は、河合町の現状についてです。

現在、河合町には65人の聴覚障害をお持ちの方が住んでおられ、15人程度の方が手話をコミュニケーションの手段とされています。そういった手話を必要とされる方が役場に来られた場合は、どのように対応されていますか。手話通訳ができる職員はいますか。また、障害担当の職員は、何人配置されていますか。

2つ目は、災害時の対応です。

災害時、聴覚障害をお持ちの方が避難する場合、どのように避難勧告をお知らせするのですか。また、避難先での情報伝達はどのようにお考えですか。手話通訳者の設置はあるのでしょうか。

先日も千葉県で大規模停電があったように、次から次へと災害に見舞われているのが、現在の日本です。災害が起こる前に、今一度、災害時の体制の徹底、職員間での情報共有を求めます。

3つ目は、手話言語条例についてです。

先ほども述べたように、手話は言語であると、障害者の権利に関する条約、障害者基本法に位置づけられています。聾者と手話に対する理解を深め、手話を学び使用することで、誰もが地域社会に参加できる環境づくりを進めていくという目的のもと、手話言語条例の設定を望みます。

法律で定められているにもかかわらず、条例で定める必要があるのかという意見もあるようですが、それぞれの立場の役割を明確にすることで、啓発・普及促進につながっていくと考えます。

奈良県内においては、2015年、大和郡山市の制定をトップに徐々にふえており、今年4月には8つの市町村が施行されるようになりました。近隣の広陵町でも4月から導入が始まり、広報で手話コーナーを設けて、日常で使える手話を紹介したり職員研修を行ったりと、手話の普及や使いやすい環境の整備に向けて動いておられます。誰もが社会参加のしやすい、住みよい河合町にするためにも、手話言語条例の制定は必要不可欠であると考えます。

これらを踏まえ、河合町として手話言語条例の制定に向けてお考えはありますか。お聞かせください。

なお、再質問については自席にて行います。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 浦社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） 私のほうから、1つ目の質問と最後の質問についてお答えのほうさせていただきたいと思います。

1つ目の質問、手話を必要とされる方が役場に来られた場合、どのように対応されていますか。障害担当は何人ですかとのご質問に答弁させていただきます。

社会福祉課では、手話に対応できる職員はおりません。

以前は筆談等に対応しておりましたが、時間もかかりご不便をおかけしていることを憂いておりました。昨年10月から、少しでもご負担を軽くできるようにと、手話通訳者を毎週火曜日に社会福祉課の窓口にて設置いたしました。手話で会話することで相談がスムーズに行えますので、手話を必要とされる方も心なしか会話を楽しんでおられるように感じます。

行政手続や身近な困り事まで、さまざまな相談を手話で会話できますので、手話を必要とされる方からご好評いただいております。

障害担当は何人ですかとの問いですが、障害担当者は事務職で現在2名となっております。

そして、最後の質問の条例を設置してみてもはどうでしょうかという質問に対して答弁させていただきます。

手話は言語であると、障害者の権利に関する条約、障害者基本法で位置づけられておることは承知しております。町としましても、法律の趣旨である合理的配慮の意味をしっかりと考え、さまざまなサービスの充実を図っているところでございます。

その1つが、昨年設置させていただきました手話通訳者の窓口設置でございます。

河合町では、住民一人一人がそれぞれの立場を尊重し、障害のある方もない方も共に支え

合うまちづくりを目指しておりますので、今回のご意見を参考にし、聴覚障害者協会の方と一度膝を交えて、手話言語条例を含めたお話をお伺いし、手話をより身近なものと感じてもらえるような普及啓発を共に考えていきたいと考えております。

以上です。

○安心安全推進課長（上村 学） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（上村 学） 私のほうからは2つ目の災害の件、聴覚障害の方への避難情報のお知らせ、また、避難所での情報伝達はということでお答えさせていただきます。

聴覚障害をお持ちの方には、対象者の方に文字表示版つき戸別受信機をお渡しして、防災無線の情報提供を行っているところがございます。また、避難所での情報伝達については、必要に応じてホワイトボードなどの手段により、意思の疎通を行っております。

しかしながら、今後において手話通訳者等のボランティアさんの登録や、他府県、他市町村との連携協議について、先進地などの事例も参考に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） 議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 再質問にいかせてもらいます。

毎週火曜日に手話通訳者を設置しているとのことですが、どのくらいの利用者がありますか。

また、コミュニケーション事業を利用して、手話通訳者を派遣しておられますが、年間どのくらいの方が利用されていますか。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 浦社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） 昨年10月から設置させていただきました窓口の設置利用のことなんですけれども、半年の記録しかないんですけれども、昨年51件ほどのご利用がありました。内容につきましては、生活相談が一番多くて、その次、行政相談という形で利用されている方が多かったです。

あと、コミュニケーション事業、手話通訳者の派遣事業というのを別でやっております、昨年度につきましては95回の派遣を行っております。

以上です。

○3番（梅野美智代） 議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 多くの方の利用があることがわかりました。

コミュニケーション事業については、申請から決定までに時間がかかる、インターネットやメールなどで気楽に申し込めるようにしてほしいといった声をお聞きします。今以上に使いやすいものになるよう工夫・改善を進めていってほしいと思います。

次に、手話ができる職員がいないとのことですが、簡単な手話ができるよう職員の研修や、職員採用の際に手話ができる職員を募集したりしてみてもどうでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、手話研修の実施や手話通訳ができる職員の採用はというご質問に対してお答えいたします。

手話通訳を目的とした職員の採用に関しましては、定員管理上の課題もあることから、すぐに募集するのはちょっと難しいのではないかと考えております。まずは、毎週設置しているこの窓口、そちらを周知・広報を行い、その上で不足があるようならば、外部の人材活用による拡充、そういった方針で進めてまいりたいと考えております。

次に、職員研修に関しましては、この研修を実施することにより、聴覚障害をお持ちの方に対する職員の理解、こういったものも深まると思われることと、さらに、挨拶や簡単な内容だけでも個々の職員が対応できるだけでも、窓口での印象といったものが変わると思いますので、前向きに社会福祉課と協力して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（梅野美智代） 議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ぜひ職員研修をしていただき、手話は言語であるとの認識を職員一人一人が持っていただきたいと思います。

私自身、福祉に携わるようになってから、聾者の方とコミュニケーションをとりたいという思いから、河合町の手話養成講座を2年にわたり受講していました。しかし、一言語であるという言葉どおり、非常に多様なもので、習得には時間を要します。きちんと計画を立てた職員研修、また、数年後を見据えた手話のできる職員育成を早期に始めていただけたらと

思います。

また、手話通訳を目的とした職員採用は、すぐには難しいとのことですが、応募者の中には手話のできる方がおられることも考えられます。そういったところをしっかりと把握し、評価していただくことから始めてもらいたいと思います。

最後に、担当する職員が近隣と比べて少ないように思われます。高齢者相談には、包括支援センターの中に専門職がありますが、社会福祉には専門職がいません。自身の経験からいいますと、窓口にはさまざまな障害を持つ方が相談に来られます。障害の方も同様に、専門職と安心して相談できる体制が必要かと思われます。職員の数をふやし、住民サービスの向上に努めるなど、体制についても改善を望みます。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 障害福祉の窓口専門職がないということは認識しております。現在の職員数で直ちに障害福祉窓口の体制を強化というのは、なかなか難しいところもございます。ただ、現在、包括支援センターの職員の力を借りて、連携して対応しているという、こういった状況などを踏まえた上で、今後の体制について考えてまいりたいと思います。

以上です。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今の議員のご意見をお聞きしまして、すごく私も前向きにというか、取り組む必要があるかなと強く感じております。

特に河合町、人に優しくというか、人権の町ということで、私もそれをお願いしております。とにかく誰もが住みやすいという、そういう河合町をつかっていきたいと強く感じております。

私も、議員おっしゃったように小学校の教員をしまして、実は担任を持っているときにも、聴覚障害者の保護者の方もおられました。1年間、筆談をしたというか、そういうこともさつき顧みております。また、管理職というか、教頭、校長をしているときも、保護者の方おられました。やっぱり入学式、卒業式、授業参観、そういうもろもろのときに手話通訳者の方に来ていただいてコミュニケーションを図っていくという、そういう取り組みをしたことも、先ほど思い出しておりました。

そういう意味でも、そういう手話通訳者がふえてというか、誰もが住みやすい、そういう

町を目指していきたいと思います。

また、手話言語条例というか、そういう部分も、先ほど担当課長、部長のほうからもお話あったと思うんですけども、ちょっと前向きに検討していくということで、ここでちょっと言明というか言及させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○3番（梅野美智代） 議長。

○議長（杵本光清） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

住民サービス、窓口業務の向上に向けての採用計画への取り組み、よろしくをお願いします。

今回の質問をするにあたり、近隣の市町村で手話言語条例を制定している市町村に話を聞かせていただき、それぞれの町での手話に対する理解や熱意を感じることができました。

また、今回は議会事務局にお願いして、手話通訳者の方に来ていただきましたが、他の市町村では、ホームページ上に「手話通訳者の必要な方は議会事務局にお申しつけください」などとの掲載が見られ、一人ででも気楽に傍聴に来ることができる体制が整っているようです。小さなことかもしれませんが、このようなところから整備していくことが、誰もが社会に参加しやすい町をつくることにつながっていくと思います。

聾者にかかわらず、障害を持つ方も持たない方も、それぞれが少しでもバリアを感じることをないまちづくり、住民一人一人が意思を持って社会参加のできる環境づくりを考えていただきたいと思います。

最後に、余談となりますが、東京オリンピックが2020年に開催されます。オリンピックやパラリンピックは、皆様ご存じだと思います。

一方、耳の不自由な人たちの世界大会をご存じでしょうか。デフリンピックと言います。

4年に1回、夏、冬に開催されるそうです。会話は国際手話で行うようです。さまざまなハンデのある方たちがそのハンデを乗り越えて、いろいろな場所で活躍できる時代となっております。

河合町も、障害のある人もない人もともに地域で生きていくためには、相互コミュニケーションが必要となります。手話ができる方や理解を示していただける方が少しでもふえることで、人に優しく暮らしやすい町になるとと思いますので、手話言語条例制定について、一度検証みてください。

以上で質問は終わります。

○議長（杵本光清） これにて梅野美智代議員の質問を終結いたします。

◇ 佐藤利治

○議長（杵本光清） 4番目に、佐藤利治議員、登壇の上、質問願います。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

（4番 佐藤利治 登壇）

○4番（佐藤利治） 議席ナンバー4番、佐藤利治。

議長のお許しを得て、一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、1つ目、河合町役場職員募集について。

広報かわい8月号に、河合町役場職員募集要項が掲載されております。令和2年4月採用予定として、一般事務職、専門職、合計20名程度の募集をされております。河合町の財政指数、経常収支比率、町が自由に使えるお金の割合は、義務的経費の圧迫により、人件費、扶助費、公債費等の圧迫により、平成29年度の決算において103.2%となっており、単年度で借金を上乗せしながら歳出を賄っている状況です。

また、地方債残高が123億もあり、減らない状況で、新規職員の採用を行うということは、重要かつ必要な施策であると認識いたします。

よって、次の質問にお答えください。

①重要かつ必要な施策でしょうか。

②20名全員を雇用したとき、年間の人件費、増減額の試算はどのぐらいですか。

③一般事務職10名程度の配属予定と聞いておりますが、その内容を教えてください。

4、認定こども園開設を予定しての採用も4名程度とお聞きしていますが、令和2年4月の採用予定の募集で間に合うのでしょうか。

5、財政状況を踏まえた上で重要かつ必要な採用であるならば、当然、採用レベルに満たない求職者もあると思われれます。各試験の採用判断を試験別に示してください。

2つ目、防犯灯等のLED化について。

①現在の町が管理している防犯灯、道路灯の数量を教えてください。

②LED化はそのぐらい進んでいますか。また、どのようなシステム、形式で進めていますか。

3番目、すな丸号について。

平成29年7月より現在の形で運行、ダイヤやルートの見直し、県内市町村全ての地域交通に関する情報を収集・整理し、多くの皆様にご検討いただく資料などの準備を進めているとの答弁を6月19日にいただいております。私は、毎月どこかで必ず住民の皆さんから要望、ご意見をいただいております。次の質問にお答えください。

1、どこまで進んでいるのか教えてください。また、何か問題点がありとまっているなら、その理由を教えてください。

2、住民の方を含む検討会を開催してはどうでしょうか。

4つ目、特殊詐欺防止について。

①町内を走っているごみ収集車や町の循環バスすな丸号に、ポスターやプラカード等を取りつけ、文言としては「渡さない現金とカード」または「電話口、お金の話、それは詐欺です」等の標語喚起をできないでしょうか。

②私は、回っている町のバス、町の使用されている車に、テープ等で音声にて視聴覚に訴えることもよいのかなと思っています。できないでしょうか。

以上です。

再質問は自席にて行います。よろしく願いいたします。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、私のほうからはご質問いただきました1番目の役場職員募集に関するものと、3番目のすな丸号関連のご質問に対してご回答いたします。

まず、河合町役場職員募集につきまして、重要かつ必要な施策でしょうかというご質問ですが、今回の新規採用職員の採用数20名程度のうち6名程度につきましては、来年度の認定こども園の開園、そして、子育て世代包括支援センターの設置を見据えて、任用試験委員会で決定したものです。

また、それ以外の職員の採用数に関しましては、本町の職員数が、類似団体と比較しても33名少なく、臨時職員の雇用で賄っている現状があるということ、また、本年度末を含めた向こう3年間で21名もの職員が定年退職を迎えるといったことから、組織を維持するためには一定数の職員の確保が必要となることを考慮して、同じく任用試験委員会で決定したものとなっています。

最少の経費で最大の効果を上げるということは行政運営の基本であるという認識のもと、

本町がその運営を効率的に持続させていくために必要な職員数を確保することは、重要かつ必要なものだと、こう考えております。

次に、その20名全員を雇用したときの年間の人件費、そして、その増減額の試算というご質問ですが、全員雇用した場合の人件費につきましては、年間約8,600万円を見込んでおります。それに対しまして、今年度の退職者数7名の人件費は、年間約6,300万円となります。

単年度で増減を比較いたしますと、定年退職者の人件費を新規採用職員分の人件費が上回るようになりますが、先ほど申し上げましたとおり、今後数年間の退職者数を考慮し、採用人数を決めたものとなっております。

次に、一般事務職10名程度の配属予定に関しましては、現在、採用試験の申し込みを受けた段階であり、今のところ何も決まっております。

次に、認定こども園の開設に関しまして、来年4月採用で間に合うのかというご質問ですが、認定こども園の組織運営に関しましては、人事担当職員も検討に参加させていただいており、また、保育士と幼稚園教諭の人事交流など、必要な準備は着実に進めております。

新たに採用することとなる保育士、幼稚園教諭につきましては、現在の職員の指導のもと職務に当たってもらうこととなり、4月採用であるからといって、特に問題が生じることはないと考えております。

次に、各試験の採用判断、試験別に示してくださいというご質問ですが、これから実施いたします職員採用試験の採用基準につきましては、試験の公平性確保などの理由から答弁することは好ましくないと判断いたします。

本町では、募集案内に「自ら考え自ら行動できる人」、そして「住民や同僚とコミュニケーションがとれる人」、そして「仕事に誇りと責任を持ち努力を惜しまない人」といった人材を求めるということを記載してございまして、それらを確保するための試験内容となっております。

次に、すな丸号関連のご質問に対する回答になりますが、前回の議会におきまして、すな丸号に対するご意見やご要望をいただいている方、住民の方々や町職員も参加する新たな検討の場を設けたいと答弁し、立ち上げの準備を現在行っているところでございます。

今のところ、実現には至っておりませんが、何か問題があつてとまっているといったことはございませんので、今しばらくお待ちいただければと思います。

以上となります。

○安心安全推進課長（上村 学） はい、議長。

○議長（杵本光清） 上村安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（上村 学） 私のほうからは、2点目の防犯灯のLED化について、それと、4番目の振り込め詐欺の防止啓発についてということでお答えさせていただきます。

まず、防犯灯のLED化についてでございますが、町管理の防犯灯については1,254本ございます。それから、LED化への進捗状況及び更新計画ということでございますが、蛍光タイプの防犯灯については、ほとんどLED化を終えております。ただ、水銀灯などLED化が進んでいないものについては、器具の故障や球の交換などの必要性が生じた時点でLEDに交換しているところでございます。

それから、振り込め詐欺の防止啓発についてでございますが、振り込め詐欺などの特殊詐欺やその他の犯罪の防止に係る注意喚起については、さまざまな方法で実施しております。

まず、広報紙での消費生活相談コーナーや相談事業による啓発物品の配布、各大字自治会などへの役員が出席される各種会議などでの注意喚起を行い、住民さんへの啓発や対応を依頼しているところでございます。それと、地域安全推進委員さんによる郵便局、銀行などの金融機関窓口で啓発活動を行っていただいております。また、青色防犯パトロールカーにより、定期的な呼びかけを行っております。

それに加えて、近隣及び町内での実被害が発生した場合には、防災行政無線で呼びかけるとともに、パトロールカーでの緊急巡回も実施しております。

今後につきましては、すな丸号での注意喚起の印刷物や啓発物品の配布など協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 私のほうからは、4つ目の特殊詐欺防止について、ごみ収集車での対応をお答えさせていただきます。

本町のごみ収集車については、収集業務委託業者所有のごみ収集車で対応しております。

1つ目の標語喚起につきましては、ごみ収集車は現在、ごみに関する啓発としてマグネットを張ってPRしています。今後も続けてまいります。

2つ目のテープなどによる音声啓発につきましては、委託業者に確認しましたが、車両購入時に組み込まれているオルゴール型式のため、議員がおっしゃる音声による啓発をすれば、新規の機械に変更する必要性が生じることになります。

現在のごみ収集車の音声については、住民の皆様に対し、ごみ収集をします、収集車が通行します、駐停車中の方への注意などをお知らせするという目的のために実施しております。このようなことから、ごみ収集車でのごみ関係以外の標語掲示、音声啓発に変更することは考えておりません。

ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） まず、すな丸号についてですけれども、答弁の中身で大分理解はできました。

ごめんなさい。

まず、河合町役場募集についてということですが、答弁の中で、今、河合町が一丸となり進めている認定こども園、また、私が思っているのは、外部監査における職員人事も考慮されてのことと推察されるので、私も意見等を出しながら応援していきたいと思えます。

ただ、1点、いつ町の皆さんを交えてお話しする場を持ってもらえるかというのを、明日とは言いませんけれども、やはり明確にさせていただきたいなど。やはりそれに向けて町の方もいろんな意見をまとめたり、こういうアイデアがあったりとかというのを出していただけないかなと私は思っております。

次ですけれども、防犯灯のLED化についてですけれども、今進めているのは、路線ごとに切りかえをやったり、古いところから直していくという進め方なのか、それは町が契約している業者で賄っているのか。例えば、地域外の、ちょっと離れた地域での話ですが、東大阪ではLED化を進め、年間3,000万円を削減、規模も違うということで、もうちょっと近くでは、近隣市町村では、この9月議会で決まっていますけれども、奈良県大和郡山市では、街灯1,200灯を来年2月までにLED化することが決まっております。これは年間コストを300万削減、また、CO₂排出量を70%削減できる見込みと、大和郡山市長、上田市長はおっしゃっています。

だから、こういうふうな電気代が下がり、環境にも優しいというふうなことは、どんなペースで、どういう仕組みでかえているかという、LEDに、ちょっとまだ私もわかっていないんですけれども、まず、大和郡山市で伺った内容によると、交換工事、維持管理費などを含めて年間910万。ただし、年間910万かかりますが、10年後には市に譲渡される、そういう

契約です。

それと、金額的には、電気代1,050万、修繕費が170万かかっております。今現在、大和郡山市で。その合計は1,220万です。そこから引き算してもらったら年間910万、310万の、概算ですけれども、お金が残っている状況です。

だから、こういった動きを試算したけれども、うちでは当てはまらないのか、まだまだ箱物、まほろば、この庁舎の場合はほとんどできているのかもわかりませんが、中央体育館、皆さんが避難される、そういうところのLED化というのは進んでいるのでしょうか。

やはり同じ奈良県にお住まいの皆さんが、やはり向こうはいいなというのは、やっぱり清原町長が目指している人を集めるという動きにも反対の路線を進むのではないかなと、私はちょっと危機を覚えております。

それと、特殊詐欺についてですけれども、ごみ収集車のほうも委託業者の品物、車が。それと、すな丸号一つにしてもリースの品物ということで、なかなか、やはりぺたぺた物を張るとかというのは大変だと思います。

ただ、すな丸号には、先ほどおっしゃっていたように、何かそういう啓蒙のことをやっていくということなので、もしごみ収集車のほうもできるのであれば、有害ごみの件とか、そういう啓蒙のことが書いてできれば、ちょっと脱線しますけれども、もし特殊詐欺防止ということでも、そういうふうなごみ収集のために回っている車を利用して、お金をかけずにそういうことができると。

例えば、ごみ収集車の件で言えば、9月15日の「かわい」お知らせ版に、ごみ収集車の中で不燃ごみが発火する事故が発生していますが、リチウムイオン電池は有害ごみとして出すようにというようなことを書かれていますけれども、こういったことでもごみ収集車に掲示して啓蒙することが、私は可能だと思っています。

なぜ今回、このごみ収集車やすな丸のことで振り込め詐欺の防止にということに発言したかと言いますと、遠いですが、仙台市の青葉区にお住まいの一人の婦人の声から出たことなんです。その声は区を超えて、仙台市で防犯連合会、宮城県警察本部が共同で、この7月16日より9月30日まで、仙台市のごみ収集車129台が「渡さない、現金とカード」と書かれたマグネットシートを張って、今現在走行しております。

やはり、私は河合町でも町職員の皆様の知恵と工夫で、少ないお金でできることはまだまだたくさんあると思います。ぜひ推進・検討よろしくをお願いします。

○議長（杵本光清）　ちょっと論点の整理を行います。

佐藤議員、1個目の質問なんですが、すな丸号について住民の方を交えた検討会の設置と
いうことでよろしいですか。役場採用試験ではなく。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（杵本光清） そのことで。

小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） それでは、ご質問いただきましたすな丸号に関しまして、新たな
検討の場の設置がいつになるのかというご質問ですけれども、今すぐにいつ設置しますとい
うことが、ちょっとこの場ではお答えしかねるような状況です。

ただ、何を今しているのかということについてお答えいたしますと、例えば、新たな検討
の場にご意見・ご要望のある方だけをご参加いただきましても、その方だけの中心のご意
見になってしまいます。

一方で、すな丸号利用者アンケートをした結果、実際にご利用いただいている方は49.3%
の方が、実は満足されているというお答えもありますので、そういった、今何らかのご意見
をお持ちの方だけの意見を受けて、例えばルートを見直しするような会議体であってはいけ
ないと考えております。

よって、例えば29年7月以降、路線を見直しましたが、それ以降、乗車人員が長い
間ゼロの区間であるとか、乗降が何日もない停留所が存在するなど、まずルート改編のため
の客観的、誰が見ても理解していただけるような資料を、ちょっと今つくりたいなとい
うことで進めておるような状況でございます。

以上です。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） LED化でございます。

蛍光灯をLED化したときに、水銀灯をLED化するということを検討したんですが、そ
のときは、まだ水銀灯のLED、拡散であったり、ちらつきであったり、直方性であったり
問題が多い上に、価格もまだ非常に高かったと、そういったことから、その時点では断念を
しておりました。

リースによる方法を今、大和郡山市が実施されているということは承知しております。

今、そういった状況の中で、リースの方法がいいのか、国や県の補助金ができるときに、
それを利用して買い取りでやるのがいいのか、そういったことを検討してまいりたいと考
え

ております。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） ごみ収集車は、現在2種類のマグネットを張って、ごみに関する啓発をしております。また、音声については、収集業務委託業者の既存音声装置を変更しなければなりません。経費負担が生じますので、やはり今までどおり、ごみ関係の啓発をしたいと思っています。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） わかりました。ごみ収集車の件については。

私のほうから、すな丸について、27年7月より、もうかれこれ2年たっているんです。その間に、やはり家の近くにバス停といったらあれですけども、車のとまってくれるところがある方は喜んでおられます。もう2年たったら、離れている方が平等性ということを考えたら、もう一度見直しの時期じゃないかなと。もっともっとすな丸については、奥の深いものがあると思うんですけども、まず1つ、路線の見直し、それを2年間辛抱された方に、そういった方の意見を聞く場をつくるというのは、ぜひ必要だと私は思います。

それと、LED化のことについてですけども、もちろん2020年の水銀灯というのがなくなるということもよくご存じと思うんですけども、これは声を大にして言いたいのは、平成28年、水銀化の云々じゃなくて地球温暖化対策推進本部幹事会申し合わせということで、国レベルの話ですけども、政府がその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制等のため実行すべき措置について定める計画、平成28年5月13日の閣議決定の内容で、そういうふうな国レベルですけども、庁舎とかそういうふうなもの新築、もしくは、今回うちも嵌まるかもわかりませんが、耐震などの改修のときには、原則としてLED照明を導入するとうたわれています。

だから、平成28年5月13日から数えると、もうかなりたっているんです。やっぱり同じ奈良県の住民として、片やの市、片やの町と、やはり人を呼ぶということを考えれば、もっとやっぱりアンテナを張ってもらって、周りの学ぶべきところは学んでやっていくべきじゃないかなと思っています。その辺はどうお考えでしょうか。

○総務課長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（杵本光清） 小野総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） すな丸号の運行に関しまして、意見を聞く場が必要ということですが、当然、私どももその意見を伺いする場というのは必要性を感じております。

広く意見を聞いて、なるべく使い勝手のいいものにどんどん改編、成長させていきたいなと考えております。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） LED化につきましては、確かにCO₂削減、温室効果ガスの削減70%ぐらいの効果があるということは認識しております。近隣からも学ぶべきところは学び、対応していきたいと考えております。

そこで、電気料金、それと最初のイニシャルコスト、そういったところを比較・検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） LED化については、確認していただいたらわかると思うんですけども、今回、大和郡山市においては、他の市のことばかりで申しわけないんですけども、入札にかなり時間がかかっております。

なぜかという、これは各防犯灯の電柱に番号が打ってあります。その番号を見て、24時間体制で町民の皆様から安心安全課に電話するとかじゃなくて、そこに電話すれば受け付けてくれます。それと、48時間以内にそれが交換されると、そういうことを盛り込んで入札を行っております。だから、その辺で時間がかかったと担当者から伺っております。

その辺も含めて、やはり、うちの今進めている形とそこと規模が違う。市の大きさと町の大きさでは違うかもわかりませんが、何か学ぶところ、それとか採用できることはないかなと、私は思っています。

それと、すな丸号についてですけども、総務の方からも何回もいろいろ説明を受けております。やはり、すな丸を走らすことによって地域の民間企業の、やっぱりバス、鉄道、いろんなそういう交通、タクシーとか、そういうなものを害することもなくということで、連絡協議会を何年かに1回とっておられると言うてましたけれども、やはり一番大事なのは住民の人がそこに入っていない。入らないといけないというのが僕は大事と思うんです。

だから、ぜひ、例えばこの2カ月ぐらいの間にとりましようとか、3カ月後にはやりまし

ようとか、そういう形での、やっぱり答弁をいただけたら非常に私はうれしいです。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません。

総務課長のほうから何遍も申しますように、当然、前回の議会におきまして、そういう検討の場は設けたいと答弁させていただいたところがございます。なるべく早く実現するように前向きに進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） LED化でございます。

河合町におきましても、各電柱には防犯灯の番号を当時添付させていただきました。当時としては、ほかにはない取り組みだったのかなというふうには考えております。

今後も新たな取り組みというものを、民間のノウハウを導入しながら検討してまいりたい、進めてまいりたいと考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） LED化については、どういう仕組みでというのが具体的にちょっとわからないところも今進んでいっているのが、私自身わからないところもあるんですけども、インターネットを今、1つ、ぽんと押すだけで、名前は出しませんが、各大手のそういう業者がたくさん出ておられます。そこにやっぱり、今まで過去何回相談したのか。そういうふうなことも、やっぱりこれからやっていかないと、やっぱり置いてけぼりをくうと思うんです、河合町が。その辺はどうお考えですか。

○企画部次長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 森嶋企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） ただいまも申しましたように、LED化、それに限らずイノベーション、技術革新というのは日々行われておりますので、そういったこと、そういった情報を順次取り入れて、学ぶべきところは学び、河合町に合致する事業であれば、どんどん進めてまいりたい、このように考えております。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） わかりました。よろしく願いいたします。

清原町長がいつもおっしゃっている、人が集まる、やっぱりそういう町をつくるためにも、やっぱり必ず市町村に、やはりお金がない、お金がないだけじゃなくて、やっぱりいろんな人の力を得て、やっぱり前に進めることはたくさんあると思うんです。その辺をやっていたきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（杵本光清） これにて佐藤利治議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は14時35分とします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（杵本光清） 再開いたします。

◇ 岡 田 康 則

○議長（杵本光清） 5番目に、岡田康則議員、登壇の上、質問願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

（11番 岡田康則 登壇）

○11番（岡田康則） 議席番号11番、岡田康則が一般質問いたします。

本日最後でございます。もうしばらくおつき合い願います。

河合町での違法な時間外労働のことでお尋ねと、一連の流れを述べさせていただきます。

新しい町長になられてこのことを聞いたときは、本当にびっくりいたしました。8月26日にNHKからこの案件で取材が入ったと、28日の午前中に連絡がありました。これも一般の住民の方から入ったことなんです。

非常に重大なことなのに、議会に2日遅れで、それも議会から事実確認したのが現実でご

ございます。28日午後から全議員に参集いただき、総務部長に事実確認をさせていただきました。29日から30日にかけて、各新聞報道がなされ、奈良テレビ、また、NHKニュースでも放映されました。

平成30年度には月140時間、年間1,362時間もの時間外労働をされています。本当にこれだけの勤務をしていたのかというような疑問も町民の方からお聞きしました。本当であれば、本当に過労死ライン80時間をはるかに超える異常なこととございます。人間わざとは思えません。このことに対して、町長のお耳にも入っているかと思えます。なぜ26日に取材があったときに議員全員にお知らせいただけなかったのかな。議会から総務部に説明を求める本末転倒な事態になったのが現実でございます。

違法な時間外勤務が常態的に行われていたのに対策ができていなかったのか、町民の方々から私のもとに説明を求められています。時間外勤務で支払いをされている賃金は、貴重な税金からの支出なので、町は町民に説明会を開いてほしいとのお願いも聞いております。

町民の方からは、新町長にかわられてから部長級の人事も行っていないので、問題が起こっても見えてこないのと違いますかと指摘されました。民間会社であれば、長くて3年で異動しております。また、この庁舎内で5年以内に部署の上席も代わられております。人事異動発令でわからない事案があっても、もしこの河合町内で代わられても、そういうお尋ねで解決ができていけるんじゃないか、横の連携ですよ。

時間外勤務月140時間では、どれぐらいの賃金の支払いをされていたのか。

それと、8月28日の全議員からの質疑・質問等に対する回答はいつされるのでしょうか。異常な残業が数年にわたって続いたことの解決案があったのでしょうか。

町民の方に説明会はされますか。

今回のことをきっかけに、幹部職員の人事異動、要するに、よどんだ空気と言ったら怒られますが、そういう形を払拭されて、清原町長は人事異動ということをするんでしょうか。また、役職定年をそういうふうに行っている市町村もございます。そういうふうなことをお考えなのか、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

あとは自席にて質問を受けたいと思います。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 私のほうからは清掃工場残業問題についてお答えさせていただきます。

焼却業務に対する時間外勤務については、重要な問題であると認識し、勤務体制の見直しなどにより取り組んでいます。

ごみ収集については、祝日や年末も住民サービスの一環として収集業務を実施しており、毎週月曜日から金曜日まで、ごみの搬入が絶えない状況です。

このような状況の中、焼却業務体制の現状は、焼却炉が稼働して42年が経過しており、老朽化による償却能力の低下、毎月5日間の炉内清掃、灰出しや点検・修理による焼却業務の休止などにより、通常の勤務時間内では収集及び持ち込みされるごみの処理がし切れないのが現実です。

このため、月曜日から土曜日までの6日間、午前7時30分から午後7時30分までのシフト体制を用いた対応、夜間及び日・祝日の時間外勤務で対応しています。また、焼却業務に携わる現職員5名のうち、持病のある2名の職員は健康上により無理をさせられなく、一部職員に時間外労働が集中する結果となっております。

改善策として、これまでににおいても、臨時職員の採用での対応を行ってきましたが、採用しても職場になじめず1年で退職、また、募集しても希望者が来ないという事態もあります。

このような状況を踏まえ、現在のところ、焼却業務担当外の職員によるクレーン作業や簡易な修繕対応、管理者の休日出勤、昼間の休憩時間をずらし、作業効率を上げるなどで時間外勤務削減に努めていますが、大幅な削減は困難であり、一部職員に対する時間外労働問題の完全な解決には至っていないため、職員の増員や配置替え、また、専門業者への焼却業務一部委託、民間業者へのごみ処理など早急な対応が必要と考え、関係部署との協議を行い、検討してまいります。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今回、報道されました労働基準法の、いわゆる三六協定を締結しないまま、時間外労働を命じていた件と、それから時間外勤務が一部の職員に集中し、過労死のおそれがある基準を超えてまで勤務されていた事実につきましては、まことに遺憾でありまして、真摯に受けとめ、改善に努めてまいりたいと考えております。

それから5月、私の就任後、部長級の人事異動がないことと今回の件につきましては、何ら因果関係がなく、人事異動に関しましては、組織全体をしっかりと見渡しまして、その状況

を踏まえて適切な時期に、適切な内容で実施していきたいと考えております。

なお、本年度、多分4月の人事異動で、部長職6人のうち3人が退職、また昇任・異動でかわっていると思います。そういう点でご理解をいただけたらなということを強く思います。よろしく申し上げます。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 今、担当課長のほうからの答弁いただいたんですけれども、本当に早急に、今言われたようにアウトソーシング、また、内部でのそういうふうな異動で、いまだに病気をお持ちの方が担当されているというのも遺憾なことであると思いますし、そこはシフトの、いろんなご苦勞はあるかと思えますけれども、早急に改善していかないと、同じことだと思えますし、それから、先ほど言いましたように時間外の勤務、これ賃金にしたら幾らぐらいになるのかというのが、ちょっとお答えいただいていないんですけれども、少しお願いいたします。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） すみません。その個人の時間外に対することは個人のプライバシーになりますので、ちょっとこの場ではお答えできません。申しわけないです。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） そこはプライバシーの、ちょっとわかりませんねんけれども、その方を特定して言うてわけじゃないんですけれども、時間外、普通で言いますと125%オーバーで支払われているのかなということで、どんな形で、というのは、やはり今さっき登壇で答弁させていただいたように、これ本当に日本一しんどい町であって、河合町の貴重な町民の税金でありますので、そこら辺をやっぱり、何ぼであったというのを聞くと、町民もごみ減量化にもつながりますし、職員さんのやっぱりどうですか、健康ということ、それは本当に80時間以上を超えていくととんでもないことになると思いますので、過労死になると。もう一度ちょっと、詳しくまでは言いませんから、ちょっとそこらお答えいただかないと納得もいかないかなというところです。

○環境衛生課長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 佐藤環境衛生課長。

○環境衛生課長（佐藤桂三） 申しわけございません。

焼却業務職員 5 名分の平成30年度の時間外につきましては、681万2,452円となります。
以上です。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 答え持ってはったんやなということで。

それと、本当にこれ議会のほうに向けても、議会のほうからNHKの取材があって、奈良市と河合町というところで、河合町の残業時間、奈良市の残業時間、突出していたので河合町に取材が来たということをもスコミ関係者からも聞いております。

やはりそれは本当、異常なことだと、ほんまこういう新聞記事になること自体、本当に恥ずかしいことなんですけれども、ですから、そこら辺ですよ。

やはり、私たち議員のほうから総務部長上がってきてくださいということで説明を受けたんですけれども、各議員さんから前向きな意見とか集められたと思うんですよ。それに対しての答えを出してくださいね、また集めて説明してくださいねということを行いました。それはいつ、きょうあすの話じゃないんですけれども、それはしていただけるんですか。それは総務部長のほうにも当時、会で言いましたし、テープにも残っておりますけれども。

○議長（杵本光清） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時50分

○議長（杵本光清） 再開します。

福井総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません。回答がおくれまして。

全議員説明会のお話でございます。

そのときには、確かにその事実関係を説明させていただき、議員の皆様からもいろんな質疑応答させていただきました。その場で議論は尽くされたものと私は認識しておりました。その時点で、また後日というか、そういうものがあつたというのは、すみません。私の頭の中には残っておりませんでした。申しわけないです。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 確かに部長言われて、私自身が発言したんですよ。きょうのやつを持ち帰って、またお答えくださいねという形は言わせてもらったんです。

そのときに、やはり総務部長一人ということだったので、本当は町長、副町長がおられてとなれば1回で済んだ話かもしれません。そこら辺がもう、やはりちょっと議会軽視という、私自身は議会軽視なのかなとか思いました。やはりNHKのそういうふう取材が入った。そうしたら、やはり正副議長にもまず言って、そこから各議員さんにこんなことあってんでというようなことが言えるわけなんですよ。そこらがやはりおかしいかなとか思いますねんけれども。

それと、やはり先ほど町長言われたように、人事異動関係ないと言われたんですけども、やはり幹部職員の方は、こういうふうな重大事項のことを、やはり全然知らなかったというわけではないと思うんですよ。やはり、あそこの課ですごく残業されている、そういうふうなこともあったと思いますし、そこら辺、やっぱり空気が、僕先ほど言うたように、すっきりするためにも、同じ担当課ですっとというのはおかしい。そこら辺でやはり変えていくべきだということを町長に申し上げたのですけれども、町長、その意味わかっていただけますか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） はい。先ほど質問していただいて、お答えさせてもらったように、とにかくしっかり組織全体というか、見渡すというか、しっかり掌握しまして、それを受けまして、適切なというか、そういう異動というか、努めていきたいと思っております。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 今、町長、そういうふうな前向きな言葉なのかなということで、傍聴の方もお聞きになられたと思いますねんけれども、それと、今さっき登壇で言わせてもらったんですけども、これはやはり各新聞、毎日、朝日、奈良新聞、それから、先ほど言うたように奈良テレビ、NHK、国営放送でもされたように、喉元過ぎてしまった事件ではないんですよ。これからやはり町民の方も心に残っていることですので、町として、この問題について、やはり町民に対しての説明責任があるからと思いますので、やはりどこかで、場所

でそういうふうな残業問題をうまいこといきそうやということがあれば、決定すれば、町民さんのほうに、やはり説明すべきやと思うんですけれども、そのお気持ちは町長、お持ちでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 今、ご指摘していただいたように、こちらのほうでも、しっかりちょっとまた、今提案していただいた内容、しっかりはこちらでももう一回というか、調査というか協議しまして、考えていきたいと思っております。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 今、町長のほうからお答えあったんですけれども、これ、すぐには本当に解決することじゃないと思うんですよ。長年のことで、そういうふうなしんどう部署で長く無理があったということ、それが急になくなることなんて考えられません。

やはりこれは、町理事者側の方の知恵を出し合っていて、解決していただかないといけないのかなと、こう思いますし、先ほど言いましたように、過労死が起こったら、本当にもうNHKの、そういう奈良放送だけじゃなしに全国でも流れてしまいますし、そんなことがあってはならないと思いますねんか、それと、新聞社の方、たまたま言われたんですけれども、この問題は、新聞社としてもこれからもやはり取材を続けていきたいというふうに言われています。

ですから、本当に喉元過ぎればじゃなしに、これからこの河合町ということ、いろんなことに対しても取材していくんやというふうなことも言われて、ちょっと私自身はかなわんなど思ったりもするんですけれども、もっといいことも書いてほしいねんけれどもということで、本当にしんどう話ばかりなんですけれども、それでは町長、そうしたらこの問題、それと、あと人事に関してはちょっと関係ないこと言うたんですけれども、変わっていくのかなと、こう思います。

それともう一つだけ、あと1つすみませんが、役職定年ということに関してはどう思われますか。やはり、若い世代の方が、後進の方がまた育っていくためには、役職定年ということとは非常にいいというふうに、他市他町の方からも、議員さんからも聞いておりますねんけれども、ちょっとそこらだけ、ちょっと一言お答え願えますか。

○町長（清原和人） 議長、返答します。

○議長（杵本光清） いけますか。大丈夫ですか。

清原町長。

○町長（清原和人） 今のところ、今ご提案していただいた内容については、当町ではやっておりませんので、またちょっと検討してまいります。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） やっておらんのは百も承知でありまして、ですから、前向きというか、ほんまこれは、いついつからやるというぐらいのお気持ちもお聞かせいただけるのかなとか思ったりもしまして、しつこくちょっと質問させていただいたんですけれども、もう一度聞きます。やれるのかやれないのかだけ、ちょっとすみませんが、町長。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 清原町長。

○町長（清原和人） 議員のお気持ちはちょっと重々わかるんですけれども、ちょっと時間いただきたいと思っております。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 町長の痛い気持ちもわかりますねんけれども、非常にそういうことで、私自身、またそれからお聞きになられている方は、町長、前向きなことを言ったのかなというところで終わりたいと思いますねんけれども、ちょっとそれで、とにかく二度とこういう形で新聞報道が出ない、このごみ処理問題、また、三六協定ということでも出ないことを私、願ひまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（杵本光清） これにて岡田康則議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（杵本光清） お諮りします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 2時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

署 名 議 員 長谷川 伸 一

署 名 議 員 大 西 孝 幸